

**平成25年度税制改正要望一覧
(政策評価書作成対象事項)**

事前・事後	番号	要望項目名	区分
事前	1	医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長	延
	2	高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長	延
	3	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	拡
	4	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	拡
	5	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設	新
	6	社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設	新
	7	社会医療法人認定取消時の一括課税の見直し	新
	8	社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続	他
	9	グリーン投資減税の見直し	拡
	10	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長	延
	11	パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置	新
	12	子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置	新
	13	雇用促進税制の拡充	拡
	14	障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長	延
	15	グローバルリターン・雇用維持特別減税措置の創設	新
	16	生活衛生関係営業者の事業活動の振興のための税制上の措置	延
	17	商業・サービス中小企業活性化税制の創設	新
	18	自然災害共済に係る異常危険準備金の積立率並びに洗替保証限度率の引き上げ	拡
事後	19	社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続	他

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長 (国税7)(所得税:他 法人税:義)
2	要望の内容	医療保健業を営む個人又は法人が、医療安全に資する医療機器等を取得した場合に、取得価格の16%の特別償却を認める特別措置の適用期限を2年間延長する要望を行うもの。 ○既存対象医療機器等 人工呼吸器、シリンジポンプ、生体情報モニタ、自動錠剤分包機、調剤誤認防止装置、分娩監視装置 (租税特別措置法第12条の2第1項第2号、第45条の2第1項第2号、第68条の29第1項第2号、厚生労働省告示第248号) なお、対象医療機器等については、関係団体への調査を踏まえ見直しを行う予定。
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課医療安全推進室 厚生労働省医薬食品局安全対策課安全使用推進室
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成15年度税制改正要望により創設、平成17年度、平成19年度、平成21年度及び平成23年度に2年毎の適用期限の延長を行った。 ○平成15年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の創設」 対象機器等:人工呼吸器、輸液ポンプ、シリンジポンプ、生体情報モニタ、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、特殊寝台 ○平成17年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の延長・拡充」 延長:2年間 拡充:新規追加医療機器等は、分娩監視装置、生体情報モニタ連動ナースコール制御機、調剤誤認防止装置(輸液ポンプを除外) ○平成19年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の延長・拡充」 延長:2年間 拡充:未成立(輸液ポンプ) ○平成21年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に係る税制優遇措置の延長」 延長:2年間 ○平成23年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に係る税制優遇措置の延長」 延長:2年間(対象機器等から、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、特殊寝台、生体情報モニタ連動ナースコール制御機を除外。)

6	適用又は延長期間	平成 25 年4月1日から平成 27 年3月 31 日
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及び測定指標
8	有効性等	① 適用数等
		② 減収額

《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
 ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する医療機器等の購入を促進することで、医療事故を防止し、もって安心かつ質の高い医療サービスの提供を図る。

《政策目的の根拠》
 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)において、「国並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下、「都道府県等」)は、医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発その他の医療の安全の確保に関し必要な措置を講じるよう努める」とこととされており、平成 18 年の医療法改正により、全ての医療機関に医療安全管理体制が義務付けられたところ。

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
 施策大目標 3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること
 3-2 医療安全確保対策の推進を図ること

《租税特別措置等により達成しようとする目標》
 ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する機器等の購入を促進することで、医療事故を防止し、もって安心かつ質の高い医療サービスの提供を図る。

《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
 医療安全に資する医療機器等の国内販売台数

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
 ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する機器等の購入を促進することで、医療現場においてそれらの機器が普及し、ヒューマンエラーを防止又は万一ヒューマンエラーが起きた場合にも事故につながりにくい環境が整うことで、安心かつ質の高い医療サービスが提供できる。

本制度の適用者を全数把握することは困難であるが、本制度の対象機器等を販売する販売会社及び「薬事工業動態調査(厚生労働省医政局総務課)」の国内販売額より推計した結果、本制度の租税特別措置の対象となる医療安全に資する医療機器等の国内販売台数は以下のとおり。
 ※単位：台数

対象医療機器等	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
人工呼吸器	5,466	5,473	5,459	2,340	1,668
シリンジポンプ	15,952	20,611	22,745	18,350	17,542
生体情報モニタ	8,309	9,067	9,897	10,807	11,801
自動錠剤分包機	480	1,071	1,411	1,385	1,592
調剤誤認防止装置	707	1,707	2,350	1,986	2,206
分娩監視装置	1,106	1,062	1,096	1,328	1,401

(注)販売実績は、シリンジポンプ及び分娩監視装置は薬事工業生産動態調査および販売会社の国内販売台数より、自動錠剤分包機、調剤誤認防止装置は対象機器販売会社の調査より、それら以外はすべて薬事工業生産動態調査より推計。

平成 20 年 1,311 (百万円)
 平成 21 年 1,513 (百万円)
 平成 22 年 1,685 (百万円)

			平成 23 年 平成 24 年	1,571 (百万円) 1,934 (百万円)	(見込み) (見込み)																															
		③ 効果・達成 目標の実 現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 23 年度) ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する機器等の購入を促進したことにより、医療現場においてそれらの機器が普及し、ヒューマンエラーを防止又は万一ヒューマンエラーが起きた場合にも事故につながりにくい環境が整うことで、安心かつ質の高い医療サービスが提供できている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 23 年度) 本制度の目標設定は、各対象医療機器等における望ましい普及目標台数の 80%を普及させることであり、平成 22 年度における本制度の延長を要望する際、2 年間の租特期間中に即達成するのは困難と見込み、平成 24 年度末の各対象医療機器等の目標普及割合は概ね 4～5 割を目標としたところ。現時点における普及台数及び達成率の推計は以下のとおり。 この指標より、全ての医療機器等においては、平成 22 年に推計した普及率よりも本年度に推計した普及率が上回っており、実際に医療機関における当該医療機器が普及していること、それ相当の需要が見込まれること、本制度を利用した医療機器の普及効果や有効性が確認できる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">税制優遇対象施設の H24 年度普及実績</th> <th rowspan="2">導入が必要とされる 対象機器数(台)</th> </tr> <tr> <th>対象施設での H15～24 年度販売台数総計</th> <th>普及率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人工呼吸器</td> <td>47,818</td> <td>58.4%</td> <td>81,830</td> </tr> <tr> <td>シリンジポンプ</td> <td>16,650</td> <td>65.5%</td> <td>254,319</td> </tr> <tr> <td>生体情報モニタ</td> <td>80,515</td> <td>98.4%</td> <td>81,830</td> </tr> <tr> <td>自動錠剤分包機</td> <td>9,141</td> <td>83.0%</td> <td>11,012</td> </tr> <tr> <td>調剤誤認防止装置</td> <td>13,145</td> <td>119.4%</td> <td>11,012</td> </tr> <tr> <td>分娩監視装置</td> <td>12,061</td> <td>158.1%</td> <td>7,630</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1)販売実績は、生体情報モニタは薬事工業生産動態調査より、それ以外は対象機器販売会社の調査より推計。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 23 年度) 医療機関の経営に多大な影響が生じることから、医療安全に資する機器等の購入が困難になり、医療安全の質が低下し、安心かつ質の高い医療サービスの提供が困難となる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 23 年度) 医療の安全の確保に関し必要な措置を講ずることは、医療法に明記された国及び地方公共団体の責務であり、医療の安全の確保は医療政策における最も必要な課題の一つである。本制度によって、医療機器等に起因した医療事故等を一定程度防止することが可能であることから、本制度によって医療機関等の医療安全に資する医療機器等の購入に係る経費負担を軽減することは効果的である。</p>					税制優遇対象施設の H24 年度普及実績		導入が必要とされる 対象機器数(台)	対象施設での H15～24 年度販売台数総計	普及率(%)	人工呼吸器	47,818	58.4%	81,830	シリンジポンプ	16,650	65.5%	254,319	生体情報モニタ	80,515	98.4%	81,830	自動錠剤分包機	9,141	83.0%	11,012	調剤誤認防止装置	13,145	119.4%	11,012	分娩監視装置	12,061	158.1%	7,630
	税制優遇対象施設の H24 年度普及実績		導入が必要とされる 対象機器数(台)																																	
	対象施設での H15～24 年度販売台数総計	普及率(%)																																		
人工呼吸器	47,818	58.4%	81,830																																	
シリンジポンプ	16,650	65.5%	254,319																																	
生体情報モニタ	80,515	98.4%	81,830																																	
自動錠剤分包機	9,141	83.0%	11,012																																	
調剤誤認防止装置	13,145	119.4%	11,012																																	
分娩監視装置	12,061	158.1%	7,630																																	
9	相当性	① 租税特別 措置等によるべき 妥当性等	<p>ヒューマンエラーの防止に配慮した医療機器等は割高であり高価であるため、医療機関におけるそれらの導入を促進するためには、その経費負担を軽減することが効果的である。</p> <p>また、上記の政策目標を達成するには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立に投資促進等のインセンティブを講ずることが適当であることから、個</p>																																	

		別具体的な事情も考慮しつつ所管省庁が交付決定を行う補助金ではなく、税制により措置することが適当である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>平成 16 年より、(公財)日本医療機能評価機構においては、医療法施行規則により報告が義務づけられた医療機関等から医療事故情報等を収集・分析し、情報提供を行う医療事故情報収集等事業を実施しているところ。</p> <p>また、平成 13 年より、医療安全管理者等を対象とした、医療安全ワークショップを開催し、医療安全に関する先駆的な取組や他分野の安全対策について教授するとともに、事例を用いて安全対策に関する討議・検討を行っているところ。</p> <p>さらに、平成 18 年度診療報酬改定において、医療安全対策加算の措置がなされ、急性期医療の高度化・複雑化に対応できる医療安全管理対策が評価されているところ。</p> <p>これら予算上の措置等は、医療従事者の教育や医療安全体制の強化を図り、安心で質の高い医療サービスの提供を目的としているが、本税制措置は、ヒューマンエラーが起きにくい又はヒューマンエラーが起きた場合にも事故につながりにくい安全対策がとられた医療機器等の導入を促進し、上記支援策だけでは防ぎ得ない医療現場において一定割合で起こるヒューマンエラーの減少を目的としたものである。</p> <p>これらの医療の質の向上という観点を重視した医療安全確保対策を総合的に推進することで医療の安全の確保を図り、もって効率的で安心かつ質の高い医療サービスが提供できるといえる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	<p>平成 13 年5月、厚生労働省に設置された「医療安全対策検討会議」において、医療機器の構造や操作性がヒューマンエラーにつながる大きな原因の一つであることが指摘されており、平成 17 年6月には、安全な医療の提供と、患者、国民から信頼される医療の実現を目指していくため、早急に対応すべき課題と施策として、今後の医療安全対策について「医療の質と安全性の向上」が掲げられたところ。</p> <p>さらに、平成 19 年3月には、本会議における集中治療室(ICU)における安全管理指針検討作業部会において、「集中治療室における安全管理指針」が策定され、医療の安全を確保するため生体情報監視装置やシリンジポンプなどの医療安全に資する機器の整備について提言されたところ。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	高額な医療用機器に関する特別償却制度の適用期限の延長 (国税 8 所得税：他、法人税：義)																																																												
2	要望の内容	医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格 500 万円以上の医療用機器(高度な医療の提供に資するもの又は承認等を受けてから 2 年以内のもの)を取得した場合に、取得価格の 12%の特別償却が現行認められているが、この制度を平成 25 年度以降も延長すること。 (租税特別措置法第 12 条の 2 第 1 項第 1 号、第 45 条の 2 第 1 項第 1 号、第 68 条の 29 第 1 項第 1 号)																																																												
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課																																																												
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月																																																												
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 54 年創設以降償却率・取得価格の下限を見直しながら 2 年毎の延長。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>償却率</th> <th>取得価格の下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和 54 年(創設)</td><td>25%</td><td>800 千円</td></tr> <tr><td>昭和 56 年</td><td>20%</td><td>1,100 千円</td></tr> <tr><td>昭和 58 年</td><td>18%</td><td>1,400 千円</td></tr> <tr><td>昭和 60 年</td><td>16%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>昭和 62 年</td><td>同上</td><td>1,600 千円</td></tr> <tr><td>平成元年</td><td>15%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成3年</td><td>同上</td><td>1,800 千円</td></tr> <tr><td>平成4年</td><td>同上</td><td>2,000 千円</td></tr> <tr><td>平成5年</td><td>同上</td><td>2,200 千円</td></tr> <tr><td>平成6年</td><td>14%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>12%</td><td>2,400 千円</td></tr> <tr><td>平成9年</td><td>14%</td><td>4,000 千円</td></tr> <tr><td>平成 11 年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 13 年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 15 年</td><td>同上</td><td>5,000 千円</td></tr> <tr><td>平成 17 年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 19 年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 21 年 ※</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 23 年 ※</td><td>12%</td><td>同上 千円</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 1 平成 21 年延長においては、対象とする医療機器等を、高度な医療の提供に資するもの又は承認等を受けてから 2 年以内のものに限定。 ※ 2 平成 23 年延長においては、償却率の見直しと併せて、対象とする機器の見直しも実施。</p>	年度	償却率	取得価格の下限	昭和 54 年(創設)	25%	800 千円	昭和 56 年	20%	1,100 千円	昭和 58 年	18%	1,400 千円	昭和 60 年	16%	同上 千円	昭和 62 年	同上	1,600 千円	平成元年	15%	同上 千円	平成3年	同上	1,800 千円	平成4年	同上	2,000 千円	平成5年	同上	2,200 千円	平成6年	14%	同上 千円	平成7年	12%	2,400 千円	平成9年	14%	4,000 千円	平成 11 年	同上	同上 千円	平成 13 年	同上	同上 千円	平成 15 年	同上	5,000 千円	平成 17 年	同上	同上 千円	平成 19 年	同上	同上 千円	平成 21 年 ※	同上	同上 千円	平成 23 年 ※	12%	同上 千円
年度	償却率	取得価格の下限																																																												
昭和 54 年(創設)	25%	800 千円																																																												
昭和 56 年	20%	1,100 千円																																																												
昭和 58 年	18%	1,400 千円																																																												
昭和 60 年	16%	同上 千円																																																												
昭和 62 年	同上	1,600 千円																																																												
平成元年	15%	同上 千円																																																												
平成3年	同上	1,800 千円																																																												
平成4年	同上	2,000 千円																																																												
平成5年	同上	2,200 千円																																																												
平成6年	14%	同上 千円																																																												
平成7年	12%	2,400 千円																																																												
平成9年	14%	4,000 千円																																																												
平成 11 年	同上	同上 千円																																																												
平成 13 年	同上	同上 千円																																																												
平成 15 年	同上	5,000 千円																																																												
平成 17 年	同上	同上 千円																																																												
平成 19 年	同上	同上 千円																																																												
平成 21 年 ※	同上	同上 千円																																																												
平成 23 年 ※	12%	同上 千円																																																												

6	適用又は延長期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 医学医術の進歩に即応した近代的な医療用機器を広く普及させ、医療用機器の整備促進を図ることにより、良質な医療を提供する。</p> <p>《政策目的の根拠》 医療法においては、国民の健康の保持に寄与するため、国の責務として、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標 I) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標 1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標 1) 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 医学医術の進歩に即応した近代的な医療用機器を広く普及させ、医療用機器の整備促進を図ることにより、高度な医療を提供する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 医療機器購入金額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 医療機関における近代的な医療用機器の普及及び医療用機器の整備促進を図ることにより、医学医術の進歩に即応した高度な医療を適時に国民に提供することができるようになり、良質かつ適切な医療が効率的に提供される体制が整備できる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>租税特別措置の適用実績は把握ができないため、租税特別措置の対象となる高額医療機器の国内出荷額を記載。 平成 21 年度 545,446 百万円 平成 22 年度 475,648 百万円 ※「薬事工業生産動態統計」「医療機器産業実態調査」「商業統計」から推計</p>
		② 減収額	<p>平成 24 年度 13,700 百万円の内数 * 財務省「租税特別措置法の規定による増減収額試算」より</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 19～22 年度) 近代的な医療用機器を導入したことにより、病巣の早期発見、早期治療につながるなど、良質な医療を提供できている。</p>

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 21～22 年度） 対象となる高額医療機器総額を記載。 平成 21 年度 545,446 百万円 平成 22 年度 475,648 百万円 ※「薬事工業生産動態統計」「医療機器産業実態調査」「商業統計」から推計</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 高性能な医療機器の普及が遅れ、より良質な医療の提供に支障が出る。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 国民に高度かつ最新の医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、性能が向上した医療用機器の導入、買い換えを促進する必要があり、医療機関による導入等を促進するためには、経費負担の軽減が効果的である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	国民に高度かつ最新の医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、性能が向上した医療用機器の導入、買い換えを促進する必要があり、医療機関による導入等を促進するためには、経費負担の軽減が効果的である。一定金額以上の高額医療機器購入者に対し、幅広く支援を行うために、税制による優遇措置を行うことが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 (国税42)(所得税:他、法人税:義)	
2	要望の内容	総額型の控除上限の再引上げ(法人税額の20%→30%)	
3	担当部局	厚生労働省医政局経済課	
4	評価実施時期	平成24年9月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成24年度税制改正にて、上乘せ措置(増加型・高水準型)の適用期間を2年延長 	
6	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし ・増加型・高水準型:平成25年度末まで 	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。</p> <p>《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (日本再生戦略:平成24年7月閣議決定)</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標I) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施設大目標8) 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること (施策目標I-8-1) 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>・利用実績（うち、税法上の中小企業分）</p> <p><総額型></p> <p>平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度)</p> <p>平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度)</p> <p>（出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」。</p> <p><総額型控除上限20%→30%を活用する企業></p> <p>平成21年度 1,127事業年度(733事業年度)</p> <p>平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度)</p> <p>（平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計）</p> <p>・将来推計</p> <p><総額型></p> <p>平成23年度見込み 6,475事業年度(3,783事業年度)</p> <p>平成24年度見込み 6,775事業年度(3,783事業年度)</p> <p>平成25年度見込み 6,719事業年度(3,584事業年度)</p> <p>（平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計）</p> <p><総額型控除上限20%→30%を活用する企業></p> <p>平成25年度見込み 1,616事業年度(1,051事業年度)</p> <p>（平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計）</p> <p>・利用業種</p> <p>下記の通り、幅広い業種で利用されている。</p> <p>【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】</p> <table border="1" data-bbox="544 1137 1281 1715"> <thead> <tr> <th>業種名</th> <th>適用企業数</th> <th>(うち中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>158</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>56</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>電気機器</td> <td>25</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>精密機器</td> <td>14</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>輸送用機器</td> <td>12</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>9</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>8</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ゴム製品</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>情報・通信業</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>金属製品</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>20</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より</p>	業種名	適用企業数	(うち中小企業)	総計	158	22	化学	56	7	電気機器	25	3	精密機器	14	2	輸送用機器	12	0	機械	9	0	食料品	8	1	ゴム製品	7	2	情報・通信業	4	1	金属製品	3	1	その他	20	5
業種名	適用企業数	(うち中小企業)																																					
総計	158	22																																					
化学	56	7																																					
電気機器	25	3																																					
精密機器	14	2																																					
輸送用機器	12	0																																					
機械	9	0																																					
食料品	8	1																																					
ゴム製品	7	2																																					
情報・通信業	4	1																																					
金属製品	3	1																																					
その他	20	5																																					
		② 減収額	<p>・減収額実績（うち、税法上の中小企業分）</p> <p><総額型></p> <p>平成21年度 2,432億円(125億円)</p> <p>平成22年度 3,502億円(165億円)</p> <p>（出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」）</p>																																				

<総額型のうち、控除上限20%→30%>

平成21年度 342億円(9億円)

平成22年度 460億円(12億円)

(平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)

・将来推計

<総額型(平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計)>

平成23年度見込み 3,735億円(131億円)

平成24年度見込み 3,760億円(120億円)

平成25年度見込み 4,178億円(126億円)

(平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)

<総額型のうち、控除上限20%→30%>

平成25年度見込み 589億円(11億円)

(平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)

③ 効果・達成
目標の実
現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)

我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、4%には届いていない。

主要国の対GDP研究開発投資比率

(単位:%)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85
カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82
イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators database 2012/01」

<今後の達成予測>

主要先進諸国との研究開発投資拡充競争が激化する中、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)

我が国は、主要先進諸国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率となっている。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67

出典: OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

<今後の達成予測>

主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型控除上限の引上げにより、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成34年度)

平成25年度の減収見込み額及び投資押し上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度～平成34年度までの10年間とした(※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試算)。

<控除上限型>

平成25年度の減収見込み額における、今回要望内容の効果

- ・減収額:589億円程度
- ↓ (マクロモデルによる計算)
- ・GDP押し下げ影響:約3,596億円

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度～平成34年度) 経済波及効果の試算 (※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試算)

<今回要望:控除上限20%→30%>

- ・平成25年度減収額 (大企業579億円、中小企業11億円)
- ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
- 大企業:1.49倍
- 中小企業:1.41倍
- ・研究開発投資押し上げ額
- 大企業:863億円(579億円×1.49倍)
- 中小企業:15.5億円(11億円×1.41倍)
- ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)
- 大企業:3,532億円
- 中小企業:64億円

			<p>・平成25年度の控除上限引上げ(20%→30%)による減税が、平成25年度～平成34年までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果: <u>3, 596億円</u></p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国においては、 <ul style="list-style-type: none"> ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(75.3%、主要国中トップ) ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.2%)、 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。 ・ すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。 ・ 研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。 ・ 予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 ・ また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法第23条第一項第四号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年9月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 (地方税 43)(法人住民税:義)
2	要望の内容	<p>・制度概要 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>・要望内容 国税にて要望している総額型控除上限の再引き上げ(法人税額の20%→30%)の地方税への適用</p>
3	担当部局	厚生労働省医政局経済課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和60年度 創設(税額控除率6%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長 平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%) 平成11年度 1年間延長 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 1年間延長 平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%) 平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%) 平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加 平成22年度 2年間延長(上乗せ措置) 平成24年度 2年間延長(同上)</p>
6	適用又は延長期間	<p>・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし</p> <p>・増加型・高水準型:平成25年度末まで</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。</p> <p>----- 《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (日本再生戦略:平成24年7月閣議決定)</p>

			<p>「我が国の産業競争力の源である民間企業の研究開発力の維持・強化を図るため、研究開発税制の維持等を図る。」</p> <p>「ものづくり基盤技術を支える中小企業の研究開発やその集積を支援」 (日本国内投資促進プログラム(総理指示):平成22年11月29日決定)</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標Ⅰ)</p> <p>安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施設大目標8)</p> <p>新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること (施策目標Ⅰ-8-1)</p> <p>新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)とする。</p>
			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p>
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。</p> <p>国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分)</p> <p>平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度)</p> <p>平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度)</p> <p>【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】</p> <p>(参考)</p> <p>国税(総額型)における利用実績</p> <p>平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度)</p> <p>平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度)</p> <p>【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】</p> <p>国税(総額型控除上限20%→30%)における利用実績</p> <p>平成21年度 1,127事業年度(733事業年度)</p> <p>平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度)</p> <p>【経済産業省企業アンケート調査より推計】</p> <p>国税及び本租特(地方税)を利用したことがある中小企業の割合</p> <p>平成21年度 51.1%</p> <p>平成22年度 50.7%</p> <p>【中小企業庁アンケート調査結果より算出】</p>

以上より、本租特における利用実績を算出すると以下のとおりとなる。

本租特における利用実績

平成21年度 2,254事業年度
平成22年度 2,693事業年度

したがって、中小企業庁アンケート調査より算出をした結果、中小企業技術基盤強化税制を利用した企業のうち半数以上が本租特を利用していることから、適用数が想定外に僅少であるとは言い難いといえる。

また、主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。

主な業種の本租特利用実績

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
金属製品工業	11.8%	9.7%	6.3%
精密機械工業	11.8%	11.1%	8.5%
化学工業	8.2%	8.3%	12.7%
輸送用機器工業	8.3%	6.9%	4.2%
食品工業	7.1%	8.3%	4.2%
電気機械工業	5.9%	5.6%	12.7%
卸売・売業	5.9%	8.3%	4.2%
ソフトウェア業	3.5%	2.8%	4.2%

【中小企業庁アンケート調査結果より算出】

将来推計としては、アンケート調査を基に試算を行った結果、約2,000～2,500事業年度程度と推測される。

② 減収額

地方税における減収額

減収額実績

平成21年度 23億円
平成22年度 30億円

【国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より算出】

減収額見込み

平成23年度見込み 23億円
平成24年度見込み 21億円
平成25年度見込み 22億円

【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】

(減収額実績の算出方法)

「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

(参考)国税における減収額

減収額実績 (うち、税法上の中小企業分)

平成21年度 2,565億円(131億円)
平成22年度 3,726億円(174億円)

【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

減収額見込み(うち、税法上の中小企業分)

平成23年度見込み 3,857億円(137億円)

平成24年度見込み 3,938億円(126億円)

平成25年度見込み 4,373億円(131億円)

【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】

※平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計

(参考)国税のうち、総額型における減収額

減収額実績(うち、税法上の中小企業分)

平成21年度 2,432億円(125億円)

平成22年度 3,502億円(165億円)

【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

総額型のうち、控除上限20%→30%

平成21年度 342億円(9億円)

平成22年度 663億円(12億円)

【経済産業省企業アンケート調査より推計】

減収額見込み(うち、税法上の中小企業分)

平成23年度 3,735億円(131億円)

平成24年度 3,759億円(120億円)

平成25年度 4,178億円(126億円)

【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】

(参考)

総額型のうち、控除上限20%→30%における減収見込み額

平成25年度見込み 589億円(11億円)

【経済産業省企業アンケート調査より推計】

③ 効果・達成
目標の実
現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)

我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、4%には届いていない。

主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85
カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82
イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.36%(2009年)であり、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである。また、民間研究開発投資の対GDP比率は2009年時点で2.54%という世界的にみても高い水準にあることからすれば、主要先進諸国との研究開発投資拡充競争の中で、本租税特別措置の効果により、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる(当然、政府の研究開発予算の拡充も必要であることからすれば、本租税特別措置のみで達成可能な目標とは言えない)。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)

我が国は、主要先進諸国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率となっている。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成34年度)

増加型・高水準型相当分:

中小企業庁アンケート調査結果(平成24年度)より、平成25年度の中小企業技術基盤強化税制のうち、総額型相当分の減収額を11億円と推計。その上で、上記要望に相当する内容について、減収額及び投資押し上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。なお、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度～平成34年度までの10年間とした。)。

・平成25年度地方税における減収額 1.9億円

↓ (マクロモデルによる計算)

・10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し下げ影響:11.1億円

			<p>上記の試算に基づき、平成25年度に増加型・高水準型の措置がなされなかった場合におけるGDPの押し下げ効果(平成25年度～平成34年度の累計)は約11.1億円</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25～34年度)</p> <p>経済波及効果の試算 (※経済産業省・中小企業庁アンケート結果に基づく)</p> <p>【研究開発税制今回要望:控除上限20%→30%(国税)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度減収額 (大企業579億円、中小企業11億円) ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 大企業:1.49倍 中小企業:1.41倍 ・研究開発投資押上げ額 大企業:863億円(579億円×1.49倍) 中小企業:15.5億円(11億円×1.41倍) ↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算) 大企業:3,532億円 中小企業:64億円 ・平成25年度の控除上限引上げ(20%→30%)による減税が、平成25年度～平成34年までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果:3,596億円 <p>※地方税部分(要望措置の適用時)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度国税減収額 11億円 ↓ 地方税に換算:0.173倍 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度での地方税減収額:1.9億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果:1.41倍 ・研究開発投資押上げ額:2.6億円(1.9億円×1.41倍) ↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算):11.1億円 ・10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押上げ効果(地方税分):約11.1億円
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>・我が国においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①企業の実施する研究開発費は国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(75.3%。主要国中トップ) ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.2%)、 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。 <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進しているといえる。そのため、企業の創意工夫のある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要である。</p>

		<p>研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促す措置であり、妥当性があると言える。</p> <p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。</p> <p>本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年度

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置 (国税4)(相続税:他)(贈与税:他)</p>
2	要望の内容	<p>持分のある医療法人のうち、期限(最長3年間)を定めて持分のない医療法人への移行を進める医療法人について、以下の特例措置を創設する。</p> <p>(1) 移行期間中に出資者の死亡に伴い相続人に発生する出資持分に係る相続税の納税を移行期間内は猶予するとともに、移行期間内に、相続人を含めた出資者が出資持分を放棄し、一定の要件(相続税法第66条第4項の相続税等の負担の不当減少についての判定要件と同様の要件とする。以下同じ。)を満たす持分のない医療法人に移行した場合は猶予税額を免除する。</p> <p>ただし、移行期間内に一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行しなかったなどの場合は、相続人は、猶予税額及び利子税(年3.6%)を納付しなければならないこととする。</p> <p>(2) 相続人等が出資持分の全部又は一部の放棄を行った場合に残存出資者に発生するみなし贈与の課税の納税を移行期間内は猶予するとともに、移行期間内に、残存出資者が出資持分を放棄し、一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行した場合は猶予税額を免除する。</p> <p>ただし、移行期間内に一定の要件を満たす持分のない医療法人に移行しなかったなどの場合は、残存出資者は、猶予税額及び利子税(年3.6%)を納付しなければならないこととする。</p> <p>併せて、持分のない医療法人への移行を進める出資額限度法人(※)について、移行期間中に、出資者や相続人への持分払戻しが行われた場合、残存出資者に係るみなし贈与の課税の問題について、下記の取扱いとする。</p> <p>(課税判定時期等について)</p> <p>残存出資者に対して、みなし贈与の課税を課すか否かの判定については、みなし贈与の時を基準として、移行期間内の事実関係をも勘案して行うものとし、移行期間中に持分のない医療法人に移行した場合は、残存出資者に対するみなし贈与の課税はしない等の取扱いとする。</p> <p>※ 出資額限度法人とは、持分のある社団医療法人であって、その定款において、社員の退社時における出資持分払戻請求権や解散時における残余財産分配請求権の法人の財産に及ぶ範囲について、払込出資額を限度とすることを明らかにするもの。</p>

3	担当部局	厚生労働省医政局指導課
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	3年間(平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>持分のある医療法人が、出資者の死亡、相続人等による出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄等があっても、医業の継続に支障をきたすことのないようにするとともに、円滑に持分のない医療法人に移行できるようにすることにより、地域住民に対して医療を継続的・安定的に提供する。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>医療法人が医業を継続し地域住民に対して医療を安定的に提供できるよう、平成 18 年に医療法を改正し、平成 19 年 4 月以降は持分のある医療法人の設立を禁止し、持分のない医療法人が中心であることを法律体系の中に位置付けている。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>(基本目標 I) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>(施策大目標 1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>(施策目標 1) 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>持分のある医療法人が、出資者の死亡、相続人等による出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄があっても、医業の継続に支障をきたすことなく、地域住民への医療提供を続けるとともに、円滑に持分のない医療法人に移行できるようにすることにより、地域住民に対して医療を安定的に提供する。</p> <p>移行検討の定款変更を行い、相続が発生すると見込まれる年間およそ 10 法人について、持分なし医療法人へ移行し、医業を継続することを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行数</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>アンケート結果(※)によると、病院を経営する持分のある医療法人の 47.3%、診療所を経営する持分あり医療法人の 12.7%が、本要望措置を活用し、持分のない医療法人への移行を具体的に検討する意向がある。</p> <p>持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行には、原則としてすべての出資者の出資持分の放棄が必要。本要望措置においては、出資者も含め、法人全体で、持分のない医療法人への移行を検討する体制を確保することを要件としており、本要望措置を適用した医療法人では、持分のない医療法人への移行が実現し、地域において医療を継続的・安</p>

			<p>定的に提供することができる。</p> <p>※医療法人の現状と課題に関するアンケート調査(平成 23 年 4 月 日本医師会・四病院団体実施)以下「アンケート結果」という場合は同じ。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>アンケート結果等から推計すると、本要望措置により、持分のある医療法人のうち約 300 法人が持分のない医療法人への移行を検討し、当該 300 法人のうち、持分のない医療法人への移行期間中に出资者の死亡による相続が発生すると推定される年間およそ 10 法人が本要望措置の適用を受ける見込み。</p>
		② 減収額	<p>平年度 167 百万円(算定根拠別紙)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年～平成 27 年)</p> <p>平成 23 年度における持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行数は 49 法人にとどまっていることから、医業の継続性を確保するため、持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行を進める必要がある。</p> <p>持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行には、原則としてすべての出资者の出资持分の放棄が必要。本要望措置においては、出资者も含め、法人全体で、持分のない医療法人への移行を検討する体制を確保することを要件としており、本要望措置を行った医療法人では、持分のない医療法人への移行が実現するものと考えられる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年～平成 27 年)</p> <p>アンケート結果等から推計すると、本要望措置により、持分のある医療法人のうち年間 100 法人程度が持分のない医療法人へ移行し、地域住民に対して医療を安定的に提供できる。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年～平成 27 年)</p> <p>持分のある医療法人において持分のない医療法人への移行を検討している途中において、出资者の一人が死亡すると、相続人は相続税を契機として出資持分の払戻し請求することが考えられ医業の継続に支障をきたすおそれがある。他方、相続人が相続税を納付した場合は、相続人は出資持分を放棄する可能性が大きく減少し、持分のない医療法人への移行が進まないことになる。</p> <p>また、相続人等が出資持分の一部の払戻しと残りの出資持分の放棄等を行った場合には残存出资者にみなし贈与の課税が発生するが、残存出资者がみなし贈与の課税を契機として出資持分の払戻しを請求したときも、医業の継続に支障をきたすおそれがある。他方、残存出资者がみなし贈与の課税を納付した場合も、残存出资者が出資持分を放棄する可能性は大きく減少し、持分のない医療法人への移行が進まないことになる。</p>

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年～平成27年)</p> <p>アンケート結果等から推計すると、相続が発生し本要望措置の適用を受け減収につながると推定される法人はおよそ10法人であるが、本要望措置により、持分のある医療法人のうち年間100法人程度が持分のない医療法人へ移行し、地域医療の継続が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本要望措置は、地域医療の継続を図るものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。また、本要望措置は、最終的に出資持分の放棄により、持分のない医療法人への移行を図るものであり、税負担の軽減が個人の受益につながるものではなく妥当である。</p> <p>出資者の死亡による相続税の負担が医業継続を阻害する要因となっているため、納税猶予により医業継続を図ることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>医療提供体制のより安定的な確保に資するため、医療施設の施設・設備の整備、医療施設の運営等に対し助成等を行っているが、持分のある医療法人から持分のない医療法人への移行を促進するための補助金はない(重複なし)。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

医療継続に係る相続税の納税猶予等の特例措置の創設による減収見込み額試算

【適用対象見込数】

○持分あり医療法人のうち持分なし医療法人への移行の意向のある法人数

・医療法人数	持分あり医療法人数	42,245
	うち一人医師医療法人数	35,589
	上記以外	6,656

※ 平成 24 年 3 月 31 日現在（厚生労働省医政局指導課調べ）

・「医療法人の現状と課題に関するアンケート調査」（平成 23 年 4 月 日本医師会・四病院団体実施）（以下「調査」という。）によると、病院を経営する持分あり医療法人（以下「病院経営医療法人」という。）及び診療所を経営する持分あり医療法人（以下「診療所経営医療法人」という。）のうち持分なし医療法人への移行の意向のある割合は、それぞれ 33.8%、5.1%。

・病院経営医療法人と診療所経営医療法人数のデータがないため、便宜的に病院経営医療法人数を持分あり医療法人（一人医師医療法人を除く）とし診療所経営医療法人を持分あり医療法人（一人医師医療法人）として推計すると、持分なし医療法人への移行の意向のある法人数は、

病院経営医療法人	6,656 法人 × 33.8% = 2,250 法人	
診療所経営医療法人	35,589 法人 × 5.1% = 1,815 法人	計 4,065 法人

○持分なし医療法人への移行検討の定款変更を行う法人数

・本特例措置の適用を受けるためには、出資者の死亡の前に持分なし医療法人への移行を検討する定款変更を社員総会で議決しておく必要がある。

・移行の意向のある持分あり医療法人のうち持分なし医療法人への移行課題がある法人については、直ちに、持分なし医療法人への移行の定款変更をすることは難しいと考える。

・同調査によると、持分なし医療法人への移行の意向のある法人のうち、移行課題が特段ないとした法人の割合は、病院経営医療法人で 7.2%、診療所経営医療法人で 5.6%であり、これら法人が、持分なし医療法人への移行検討の定款変更を行う法人であると仮定する。

病院経営医療法人	2,250 法人 × 7.2% = 162 法人	
診療所経営医療法人	1,815 法人 × 5.6% = 102 法人	計 264 法人

○本特例の適用対象見込数

・同調査によると、平均出資者数は病院経営医療法人で 5 人、診療所経営医療法人で 3 人であるので、死亡率（9.9/1000：平成 23 年人口動態統計）から、本特例措置の適用対象見込み法人数は、

病院経営医療法人	162 法人 × 5 人 × 9.9/1000 ÷ 8 法人	
診療所経営医療法人	102 法人 × 3 人 × 9.9/1000 ÷ 3 法人	計 11 法人

※なお、同一年度に 2 人以上の出資者が死亡する法人はないものと仮定

【減収見込額試算】

○出資者一人当たりの純資産額は、同調査によると

病院経営医療法人	172,400,000 円
診療所経営医療法人	39,812,799 円

○減収見込額を「適用対象見込数(死亡見込出資者数) × 出資者一人当たり純資産額 × 相続税平均税率(11.2%)(※)とすると

※「税務統計（相続税関係）（平成 22 年度）」（国税庁）から、納付税額(11,753 億円 / 課税価格(104,630 億円)=11.2%)

病院経営医療法人	8 人 × 172,400,000 円 × 11.2% ÷ 100 = 154 百万円	
診療所経営医療法人	3 人 × 39,812,799 円 × 11.2% ÷ 100 = 13 百万円	合計 167 百万円

[持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行見込数]

○持分あり医療法人のうち移行検討の定款変更行くと見込まれる法人数

・減収見込み額試算により、

持分あり医療法人（一人医師医療法人除く）・・・162 法人

持分あり医療法人（一人医師医療法人）・・・102 法人 計 264 法人・・・①

○出資額限度法人のうち移行検討の定款変更を行くと見込まれる法人数

・加えて、出資額限度法人のみなし贈与の課税の判定時期等の特例により、持分あり医療法人のうち持分なし医療法人への移行の意向のある法人のうち、現段階においては、移行検討の定款変更を行い移行手続きを進めることはできない法人についても、出資額限度法人への移行は進むものと考えられる。

・「持分のある医療法人アンケート集計結果」（平成 21 年 9 月 11 日日本医療法人協会）によると持分あり医療法人のうち（可能であれば）出資額限度法人に移行したい法人の割合は 21 法人/85 法人=24.7%であり、持分なし医療法人への移行の意向のある持分あり医療法人（移行検討の定款変更を行くと見込まれる法人を除く）のうち出資額限度法人への移行率を 24.7%と仮定し、移行数を算出すると、

病院経営医療法人 $(2,250 - 162) \times 24.7\% = 516$ 法人

診療所経営医療法人 $(1,815 - 102) \times 24.7\% = 423$ 法人 計 939 法人

・これら、出資額限度法人については、出資者の死亡により相続人が持分返還請求権を相続し、出資持分の払戻しを受けた場合に、みなし贈与の課税の問題が発生すると、持分の払戻しを行うまでに、持分なし医療法人への移行検討の定款変更を行い、特例措置の適用を受けると考えられる。従って、出資額限度法人のうち移行検討の定款変更を行くと見込まれる法人は、

病院経営医療法人数 516 法人 × 平均出資者数 5 人 × 死亡率 9.9/1000 ÷ 26 法人

診療所経営医療法人数 423 法人 × 平均出資者数 3 人 × 死亡率 9.9/1000 ÷ 13 法人

計 39 法人・・・②

○移行検討の定款変更を行う見込み法人数（①+②） 264 法人 + 39 法人 = 303 法人

○持分あり医療法人から持分なし医療法人への年間移行数

・移行検討の定款変更を行った法人は、3 年以内に順次持分なし医療法人に移行するとし、毎年 1/3 ずつが移行する仮定いと 303 法人 ÷ 3 = 101 法人

※調査によると、持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行期間は、

1 年以下 77 法人 1 年超 2 年以下 46 法人 2 年超 3 年以下 12 法人 3 年超 8 法人

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設 (国税6)(所得税:他)(法人税:義)(相続税:他) (地方税6)(法人住民税:義)(事業税:義)
2	要望の内容	社会医療法人に対する寄附について、以下の措置を創設する。 ・社会医療法人に寄附をした場合の寄附金について所得控除あるいは税額控除を行う。 ・社会医療法人に寄附をした法人について、当該寄附金を一般の損金算入限度額とは別に損金算入する。 ・社会医療法人に相続財産を寄附した場合に相続税を非課税とする。
3	担当部局	厚生労働省医政局指導課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 救急医療等確保事業などを実施する公益性の高い法人である社会医療法人に寄附税制措置を講じることにより、地域住民に必要な医療提供体制の確保を図る。 ----- 《政策目的の根拠》 社会医療法人は、平成18年医療法改正において、公立病院改革が進む中で、民間の高い活力を活かしながら地域住民にとって不可欠な救急医療等確保事業を担う公益性の高い医療法人として制度化された。 (寄附税制関連法律) 所得税(所得税法第78条) 法人税(法人税法第37条) 相続税(租税特別措置法第70条)
		② 政策体系における政策目的の位置付け (基本目標) I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標) 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標) 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 当該措置の結果、社会医療法人に対する寄附金額が増加することにより、社会医療法人の経営基盤が安定し、地域住民に必要な地域医療を継続して提供し続けることを目標とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 社会医療法人における年間寄附金収入額。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 社会医療法人が地域医療を継続して提供し続けることにより、地域住民に

			真に必要な医療提供体制が確保できる。
8	有効性等	① 適用数等	「医療法人の現状と課題に関するアンケート調査」による寄附受領実績(59法人で年間44,372千円(1法人あたり約75万円))を上回る寄附金収入が見込める。
		② 減収額	45百万円(算定根拠別紙)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月) 本措置により社会医療法人への寄附が促進され、法人の経営の安定化に資する。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月) 平成25年度の社会医療法人推計数204法人に対して、1法人あたり約75万円、合計年間1億5,000万円を上回る寄附金が見込める。
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月) 不採算医療を担う社会医療法人は経営基盤が不安定であり、地域で必要とされる医療の提供に支障をきたすおそれがある。
《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月) 社会医療法人は法人の財産が個人に帰することがなく、適正な事業運営が確保されている公益性の高い医療法人であり、その存続・発展を図ることは公益の増進に資する。 控除等を伴う寄附(税収減)により、社会医療法人の経営基盤が安定化し、地域医療の確保が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。			
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	地域住民に必要な不可欠な医療を担う法人である社会医療法人の財政基盤の一部を地域住民が寄附という形で支えることは妥当であり、寄附金控除措置を講じることが政策として適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	医療法人による医療施設の施設・設備の整備等に対し助成を行っているが、社会医療法人の経営安定化のための補助金等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—

11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	
-----------------------	--

減収見込み算定資料

【前提条件】

- 寄附金にかかる試算は、「医療法人の現状と課題に関するアンケート調査」(平成23年4月四病院団体協議会)において、社会医療法人からの回答データ(59法人、直近年度)より算出

法人からの寄附金 20,588,425 円 (14 件) 1 法人あたり 348,956 円
個人からの寄附金 23,784,000 円 (461 件)

- 個人からの寄付財産額のうち、90.3%が相続財産以外で個人が得た所得を原資とするものとみなす 21,476,952 円 (416 件) 1 件あたり 51,627 円
○個人からの寄付財産額のうち、9.7%が相続財産で個人が得た所得を原資とするものとみなす 2,307,048 円 (45 件) 1 法人あたり 39,103 円 (平成24年度予算における歳入総額に占める所得税(14.9%)と相続税(1.6%)の比率により算出)

- 寄附をする者の所得税率：33% (課税所得900万円超～1,800万円以下と仮定)
○寄附をする者の相続税率：10% (相続財産額：1,000万円以下と仮定)

○社会医療法人数

平成22年3月末 85
平成23年3月末 120
平成24年3月末 162
平成25年3月末 204 (見込み※)

※平成23年3月末→平成24年3月末と同数増加すると仮定

【減収見込額】

- (1) 社会医療法人に寄附をした法人における寄附金の全額損金算入

$348,956 \text{ 円} \times 0.255 \text{ (法人税率)} \times 204 = 18,152,691 \text{ 円}$

- (2) 社会医療法人に寄附をした者の所得からの寄附金の控除

$(51,627 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 0.33 \text{ (所得税率)} \times 208 \div 59 \times 204 = 11,778,052 \text{ 円}$

社会医療法人に寄附をした者の税額からの寄附金控除

$(51,627 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 0.4 \text{ (控除率)} \times 208 \div 59 \times 204 = 14,276,426 \text{ 円}$

※ 半数が税額控除を選択すると仮定

- (3) 社会医療法人に相続財産を寄附した場合の相続税の非課税

$39,103 \text{ 円} \times 0.1 \text{ (相続税率)} \times 204 = 797,701 \text{ 円}$

減収見込額合計 45,004,870 円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会医療法人認定取消時の一括課税の見直し (国税5)(法人税:義) (地方税5)(法人住民税:義)(事業税:義)
2	要望の内容	社会医療法人の認定が取り消された場合、法人税法第64条の4第1項の規定により、当該医療法人の認定が取り消された日前の法人税法上の収益事業以外の事業による所得の金額の累積額は、当該社会医療法人の認定が取り消された日からその会計年度終了の日までの期間の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入することとされている。 この規定から医療法人を除外し、過年度分の所得には課税しない措置に改めることによって、社会医療法人の経営の安定性を確保する。
3	担当部局	厚生労働省医政局指導課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 社会医療法人が設置する医療機関は地域医療の確保について重要な役割を担っている。その経営の安定化を図ることにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的に供給する。 ----- 《政策目的の根拠》 社会医療法人は、平成18年医療法改正において、公立病院改革が進む中で、民間の高い活力を活かしながら地域住民にとって不可欠な救急医療等確保事業を担う公益性の高い医療法人として制度化された。
		② 政策体系における政策目的の位置付け (基本目標) I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標) 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標) 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会医療法人が設置する医療機関が地域医療を継続して提供し続けることにより、地域住民に真に必要な医療提供体制を確保する。 ----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 社会医療法人であった医療法人の倒産件数、解散件数 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により医療機関の経営破綻を防ぐことにより、地域住民に必要な不可欠な医療を継続して提供できる。

8	有効性等	① 適用数等	これまで社会医療法人の認定を取り消された事例はないものの、法人自らが社会医療法人から撤退しようとする場合の他、地域の医療ニーズの変化など外的な事情で救急医療等確保事業の実績要件を満たさなくなるにより、社会医療法人の認定が取り消されてしまうことが想定される。
		② 減収額	315百万円(算定根拠別紙)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～) 遡及して課税しない措置に改めることにより、社会医療法人の経営継続の安定性を確保し、地域において必要な医療を安定的に提供できる。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～) 認定取消の際に、毎年積み重なっていく利益に対して一括課税措置がなされることにより、年々倒産の危険性が増していく。当該措置により納税による経営破綻を未然に防ぎ、地域医療提供体制の継続を図ることができる。
《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月～) 一括課税により社会医療法人が経営破綻に追い込まれ、地域で必要とされる医療の提供に支障をきたすおそれがある。			
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月～) 社会医療法人が経営する医療機関は、救急医療等確保事業など公益性の高い医療を担っており、その存続・発展を図ることは公益の増進に資する。 租税特別措置により、社会医療法人の設置する医療機関の経営基盤が安定化し、地域医療の確保が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、社会医療法人の法人税非課税措置に伴う遡及課税の見直しを行うものであり、補助金や規制などの他の政策手段によることなく、租税特別措置によるべき制度である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	医療法人による医療施設の施設・設備の整備等に対し助成を行っているが、社会医療法人が設置する医療機関の経営安定化のための補助金等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

社会医療法人認定取消時の一括課税の見直し 減収見込み額

社会医療法人の年平均本来業務事業利益

308,781千円

年間1法人が認定取消を受け、遡及期間を4年間とすると

308,781千円 × 1法人 × 4年 = 1,235,124千円

法人税額

1,235,124千円 × 25.5% = 314,957千円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会保険診療報酬の所得計算の特例 (国税1 所得税:他、法人税:義)															
2	要望の内容	<p>医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5,000万円以下であるときは、その実際経費にかかわらず、所定の計算に従い算出した額を社会保険診療に係る経費とすることができる特例措置について、存続する。また、適用実態の調査結果を踏まえて、所要の対応を検討する。</p> <p><u>社会保険診療報酬の所得計算の特例</u></p> <p>医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5,000万円以下であるときは、当該社会保険診療に係る実際経費にかかわらず、当該社会保険診療報酬を4段階の階層に区分し、各階層の金額に所定の割合を乗じた金額の合計額を社会保険診療に係る経費とすることができる特別措置。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">社会保険診療報酬の金額</th> <th>概算経費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2,500万円以下</td> <td>72%</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>3,000万円以下</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円超</td> <td>4,000万円以下</td> <td>62%</td> </tr> <tr> <td>4,000万円超</td> <td>5,000万円以下</td> <td>57%</td> </tr> </tbody> </table>	社会保険診療報酬の金額		概算経費率		2,500万円以下	72%	2,500万円超	3,000万円以下	70%	3,000万円超	4,000万円以下	62%	4,000万円超	5,000万円以下	57%
社会保険診療報酬の金額		概算経費率															
	2,500万円以下	72%															
2,500万円超	3,000万円以下	70%															
3,000万円超	4,000万円以下	62%															
4,000万円超	5,000万円以下	57%															
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課															
4	評価実施時期	平成24年8月															
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和29年創設 昭和54年見直し(一律72%の控除率を社会保険診療に係る所得別に見直し) 昭和63年見直し(5,000万円超の医業等事業所得者及び医療法人の特例撤廃)															
6	適用又は延長期間	恒久措置															
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 個人又は医療法人の経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 医療法においては、国民の健康の保持に寄与するため、国の責務として、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>(基本目標Ⅰ) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標1) 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>															

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 小規模医療機関の税務に係る事務処理の負担を軽減する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置の適用によって事務処理の負担が軽減された医療機関の割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 小規模医療機関の税務に係る事務処理の負担が軽減された結果、煩雑な事務処理に時間を割かなくて済むようになる。これにより、国民の日常圏内の医療の担い手である小規模医療機関が、医業に専念できるようになり、経営の安定化がはかられ、質の良い、適切な医療を安定的、継続的、効率的に提供できるようになる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>30,192 件 ※「医療経済実態調査」、「医療施設調査」、「税務統計から見た法人企業の実態」から推計</p>
		② 減収額	<p>250 億円 ※財務省「租税特別措置法の規定による増減収額試算(平成 24 年 8 月参議院・予算委員会資料)」より</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 17 年～平成 22 年) ※平成 23 年分については現在調査・集計中。 医科において、社会保険診療報酬が 5,000 万円以下の個人立医療機関の適用率は、約半数(平成 20 年 48.2%/平成 22 年 56.9%)となっており(日本医師会の調査)、適用機関における事務処理負担が軽減され、医業に専念でき、経営の安定化が図られ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保が図られていると言える。 歯科において、社会保険診療報酬が 5,000 万円以下の割合は全会員の 78%であり、個人立医療機関の適用率は約 4 割(平成 17 年 42.6%)となっており(日本歯科医師会の調査)、適用機関における事務処理負担が軽減され、歯科医業に専念でき、経営の安定化が図られ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保が図られていると言える。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 17 年～平成 22 年) 当該措置の適用によって、事務処理の負担が軽減された医療機関の割合は、平成 20 年では 48.2%であったものが平成 22 年では 56.9%となっており、特に白色申告者における利用割合は平成 20 年の 85.2%から平成 22 年では 92.0%となっており、高い水準にあるとともに増加傾向にある。(日本医師会調査)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 地域医療の担い手である小規模医療機関が、税務に係る事務処理に追われ、医業に専念できる環境でなくなるため、地域医療の質の低下を招き、ひいては、地域医療の存続が危うくなり、国民が質の良い医療を日常圏内で享受することが困難となる。</p>

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 20 年)</p> <p>平成 20 年以降、特例対象者をその年の社会診療報酬が 5,000 万円以下の者に限るなど制度の適正化を行っており、広く地域医療を担当し、日夜近隣住民の健康維持に努めている小規模医療機関に対して重点的に措置することにより、その経営の安定を図り、地域医療やその担い手の確保に資するものとなっている。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>小規模医療機関は、事務処理担当者を雇えないところも多く、その場合は医療従事者自らが事務処理に当たっている。事務処理の中でも、専門的知識を要する税務処理はかなりの時間を要するものであり、この税務処理に係る負担を直接的に軽減することにより、医業に専念し、地域医療を適切に行う時間・環境を確保するためには、実際の経費の計算にかわり、概算経費率を利用できる本措置が妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 23 年度事後評価

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(グリーン投資減税)</p> <p>(国税41)(所得税:他)(法人税:義)</p> <p>(地方税41)(法人住民税:義)(事業税:義)</p>
2	要望の内容	<p>○次の設備を特別償却(即時償却)制度に追加する。</p> <p>対象設備:熱併給型動力発生装置のうち、コージェネレーション設備。 (現行制度上、熱併給型動力発生装置には、コージェネレーション設備とガスヒートポンプが含まれる。)</p> <p>○次の設備を対象設備に追加する。</p> <p>(1)新エネルギー利用設備等に以下の設備を追加する。</p> <p>①下水熱利用設備 ②バイオガス利用設備 ③中小水力発電設備</p> <p>(2)二酸化炭素排出抑制設備等に以下の設備を追加する。</p> <p>④高効率窓設備 ⑤高効率空気調和設備 ⑥高効率照明 ⑦蓄電池 ⑧プラグインハイブリッド自動車と同時に設置する電力制御装置(V to Hシステム) ⑨電気自動車と同時に設置する電力制御装置(V to Hシステム)</p> <p>○税額控除制度を以下のように変更する。</p> <p>(1)太陽光発電設備、風力発電設備、コージェネレーション設備向け</p> <p>対象企業:「中小企業のみ」を「全企業向け」に変更。 税額控除率:「7%」を「15%」に変更。</p> <p>(2)その他の設備向け</p> <p>対象企業:「中小企業のみ」を「全企業向け」に変更。</p> <p>○エネルギー使用合理化設備の設備仕様要件を以下のように変更する。</p> <p>「平成11年基準を25%以上、上回る省エネ性能を有するもの」を「都市の低炭素化の促進に関する法律に規定される低炭素建築物新築等計画の認定を受けたもの」に変更。</p> <p>○適用期限を延長する。</p> <p>現行制度は平成23年6月30日から平成26年3月31日まで(太陽光発電設備、風力発電設備については、平成25年3月31日まで)が適用期限となっている。この期限を延長し、平成25年4月1日</p>

		から平成 28 年 3 月 31 日までの 3 年間の措置とする。
3	担当部局	厚生労働省医政局指導課
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 23 年度 創設 平成 24 年度 一部改正 太陽光発電設備及び風力発電設備のうち、固定価格買取制度の認定を受けていて、かつ、一定の発電容量以上の設備に対して、即時償却を創設。
6	適用又は延長期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに延長 (現行:平成 23 年 6 月 30 日から平成 26 年 3 月 31 日まで)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及び測定指標
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>エネルギー利用効率の向上、非化石エネルギーの開発や利用の促進といった、エネルギーの高度利用やエネルギー源の多様化・分散化を推進し、エネルギー制約の高まる国内において、エネルギーの安定供給の確保、環境への適合といった国家的な課題に対応しつつ、国際的に競争力のある経済活動を持続させることを目指す。</p> <p>エネルギー・環境に関する選択肢については、現時点では、その具体的内容について結論を得ていないが、どのような選択をする場合にも取り組まなければならない以下の 3 つの改革を、あらゆる政策資源を総動員して実現することとなっている。本税制は、これらの実現に寄与することが目的。</p> <p>【3 つの改革】</p> <p>①クリーンエネルギーへの重点シフトと成長の確保(再生可能エネルギー、省エネルギーにエネルギー構造の重点をシフト)</p> <p>②需要家主体のエネルギーシステム改革(分散型の新しいシステムに転換)</p> <p>③多面的なエネルギー・環境の国際貢献</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>日本再生戦略(平成 24 年 7 月 31 日閣議決定)(P. 8~9 該当)</p> <p>「(略)原子力に代わるエネルギーとして、政策資源を総動員して国民の省エネルギー、再生可能エネルギーの導入を力強く支援していただくことが必要である。(中略)コジェネレーション等も活用した分散型のエネルギーシステムの拡大の可能性を高めた。これまでの大規模電源集中型の供給中心の電力システムの脆弱性を克服するためにも、需要サイドと供給サイドの両方を視野に入れた政策展開が必要である。」</p>
		<p>(基本目標 I) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>(施策大目標 1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>(施策目標 1) 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>
		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>エネルギー・環境に関する選択肢については、その具体的内容や新たな数値目標についての議論は結論を得ていない状況ではあるが、これまでの国民的議論を通じて、どのような選択をする場合にも取り組まなければならない以下の 3 つの改革を、本税制を含むあらゆる政策資源を総動員して実現する。</p> <p>【3 つの改革】</p> <p>①クリーンエネルギーへの重点シフトと成長の確保(再生可能エネルギー、省エネルギーにエネルギー構造の重点をシフト)</p> <p>②需要家主体のエネルギーシステム改革(分散型の新しいシステムに転</p>

			換) ③多面的なエネルギー・環境の国際貢献
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・省エネルギー効果 (2010年比19%以上の削減) ・再生可能エネルギー導入量 (発電電力量に占める割合:25%以上)
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 グリーン投資減税創設時には、現行エネルギー基本計画で想定していた再生可能エネルギー導入量の約1%相当を達成する寄与度を算出。現在、再生可能エネルギー導入量の数値目標や、省エネルギーの数値目標について、結論を得ていない状況ではあるが、本税制創設時と同等程度の寄与を目標とする。
8	有効性等	① 適用数等	適用事業者数(見込み) 平成24年度(見込み) 約66,000 平成25年度(見込み) 約100,000 平成26年度(見込み) 約126,000 平成27年度(見込み) 約148,000 (経済産業省ヒアリング調査を基に推計。詳細は別紙参照。) ※本税制の対象設備は、電気自動車等の運輸関連設備、工作機械等の業務関連設備、太陽光発電設備等であり、広く事業者が利用可能な税制となっている。
		② 減収額	平成24年度 402億円 平成25年度 462億円 平成26年度 524億円 平成27年度 572億円
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度) 東日本大震災以降の電力需給逼迫の中で、各電力会社管内において、省エネルギー・節電に向けた取組、ピークカット、ピークシフトに向けた取組が進み、その際に、本税制を活用し、設備更新を前倒した例も数多く報告されている。また、自家発電設備の導入の一貫として、再生可能エネルギー利用設備や、コージェネレーション設備の導入等も進んでおり、結果として、エネルギーの高度利用やエネルギー源の多様化・分散化の推進が実現されている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度) グリーン投資減税創設時には、エネルギー環境負荷低減設備の投資額を増加させ、現行エネルギー基本計画の目標の一つであったCO2削減に関連して、CO2削減効果の高い設備について、3年間でCO2削減効果が1.5万トン以上の効果、という目標を設定していた。 しかしながら、東日本大震災の発生に伴い、エネルギー基本計画及びCO2削減目標についての見直しがなされている状況である。

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 23 年度)</p> <p>グリーン投資減税の創設により、どの程度、設備投資計画の前倒しや、設備更新が早められたかについて、経済産業省にてアンケートを実施した結果、3 年間で約 1.6 兆円の設備投資が促されたという試算結果を得ている。したがって、仮に本税制が拡充・延長されない場合には、同程度の額の投資活動が実施されないことが想定される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年度)</p> <p>上記のように、本税制により、低炭素設備の普及が加速的に拡大することにより、相当程度のグリーン投資減税対象設備導入拡大効果が見込まれる。これにより、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの加速的導入という政策目的の実現に大きく寄与することが見込まれるため、税収減を十分に是認できると考えられる。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>本税制は、エネルギー起源 CO2 排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備の投資を促進し、低炭素社会の構築を実現することを狙いとしたもの。</p> <p>一方、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響により、電力需給の逼迫が長期化する可能性が高く、エネルギーの安定供給の確保のためには、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの加速的導入拡大が不可欠。税制による負担軽減は、導入する新たな担い手を拡大する効果的な措置である。</p> <p>また、対象設備を産業政策的にも大きな効果が期待される、一定の普及率以上の設備と限定することで、政策的な重点投資を図り、課税の公平原則に照らし必要最小限の措置としている。</p> <p>【関連する他の支援措置の内容】 税制: 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置、エコカー減税 融資: 環境・エネルギー対策貸付 制度: 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進 エネルギー使用合理化事業者支援事業 固定価格買取制度</p> <p>【他の支援措置との役割の違い】 予算上の措置は、本税制の対象設備と比して、より先端的な実証段階にある設備の導入支援、並びに長期的な視点から重要な役割を担う技術開発を推進するための措置である。例えば、工業炉の場合、補助金の対象は、日本国内で 1 基しか配備されていない次世代コークス炉のような高効率の省エネを実現し、かつ先端的設備が対象となる。</p> <p>これに対して、本税制措置は、導入段階にありながらも初期費用の制約により十分に普及していない設備・システムについて導入支援を行うものである。例えば、断熱強化型工業炉は、既に市販されており購入可能な設備であるが、高効率な省エネを実現する機種であるため割高な価格のため、導入が進んでいないのが現状であり、このような設備が税制の対象となっている。</p>

		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		—

(別紙) 適用事業者数の内訳

グリーン投資減税における各年度の適用事業者数の推移は、設備群毎に以下の通りと推計（経済産業省アンケート結果に基づく）。

	H24 (見込み)	H25 (見込み)	H26 (見込み)	H27 (見込み)
太陽光・風力	1821	2291	2294	2298
新エネルギー利用設備	23	44	52	52
二酸化炭素排出抑制設備	64237	97540	123535	145032
エネルギー使用合理化設備	100	116	120	128
エネルギー使用制御設備	149	163	183	201
合計	66330	100154	126184	147711

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長 (国税 44)(法人税:義、所得税:外) (地方税 44)(不動産取得税:外、固定資産税:外)
2	要望の内容	(1) 現行制度の概要 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号。以下「高齢者住まい法」という。)第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅を取得し、又はサービス付き高齢者向け住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、5 年間 2.8 割増(耐用年数 35 年以上のものについては 4 割増)で償却する。 (2) 要望の内容 本特例の適用期限(平成 25 年 3 月 31 日)の 2 年間延長
3	担当部局	老健局高齢者支援課
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 13 年度 創設 平成 15 年度 延長・縮減 平成 17 年度 延長 平成 19 年度 延長・縮減 平成 21 年度 延長・拡充 平成 23 年度 延長・拡充(制度の見直し)
6	適用又は延長期間	平成 27 年 3 月 31 日まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の住宅ストックのうち、高齢者が安心して自立して暮らせるバリアフリー化された住宅は極めて限られているなど、高齢者に適した住まいが不足していることから、バリアフリー化された居住空間で医療・介護等のサービスが受けることができる高齢者向け住宅の整備促進を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○「新成長戦略実現 2011」(平成 23 年 1 月 25 日閣議決定)において、「サービス付き高齢者向け住宅(仮称)の制度化に関する法律の改正、民間事業者等によるサービス付き高齢者向け住宅(仮称)の供給支援」が位置付けられている。 (※)平成 23 年 1 月 25 日においては、改正高齢者住まい法が成立していなかったため、「サービス付き高齢者向け住宅(仮称)」となっている。 ○「住生活基本計画(全国計画)」(平成 23 年 3 月 15 日閣議決定)において、基本的な施策として、「医療・介護・住宅が連携し、高齢者が安心できる住まいを確保するため、サービス付きの高齢者向け住宅の供給を促進する」ことが挙げられている。 ○「国土交通省成長戦略」(平成 22 年 5 月 17 日公表)において、「医療・介護などのサービスと一体となった住宅の供給を促進するため、民間事業者等によるサービス付き高齢者賃貸住宅の法律上の位置付けを明確化し、その供給支援や適切な運営の確保を図る」ことが位置付けられている。 ○「社会保障・税一体改革大綱」(平成 24 年 2 月 17 日閣議決定)において、在</p>

			宅サービス・居住系サービスの強化として、「サービス付き高齢者住宅を充実させる」ことが位置付けられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標区</p> <p>高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標3</p> <p>高齢者の健康づくり、生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること。</p> <p>3-2</p> <p>介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること。</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>2020年を目処に、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み(3~5%)とする。</p> <p>この目標の達成のため、このうち、高齢者人口に対するサービス付き高齢者向け住宅の割合を約1%とすることを目安とする。</p>
			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合</p> <p>高齢者人口に対するサービス付き高齢者向け住宅の割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進し、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を2020年を目途に欧米並み(3~5%)とすることで、バリアフリー化された居住空間で医療・介護等のサービスを受けることができる高齢者向け住宅の計画的な整備促進が図られる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成18年度 238戸</p> <p>平成19年度 35戸</p> <p>平成20年度 162戸</p> <p>平成21年度 50戸</p> <p>平成22年度 0戸</p> <p>平成23年度 781戸</p> <p>平成24年度 3202戸(見込み)</p> <p>平成25年度 3202戸(見込み)</p> <p>平成26年度 3202戸(見込み)</p> <p>※国土交通省アンケートにより推計</p> <p>※平成22年度までは高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制、平成23年度はサービス付き高齢者向け住宅供給促進税制</p> <p>将来の推計としては、達成目標を実現するために供給されるべきサービス付き高齢者向け住宅を毎年3万戸とした場合、本租税特別措置の対象となりうる民間法人による供給割合等を考慮すると、適用件数は約3300戸程度と見込まれる。</p> <p>平成23年度に供給されたサービス付き高齢者向け住宅戸数(床面積25㎡以上のもの:1527戸(国土交通省推計))や昨今の経済状況を考慮すると、適用実績は少なくない。また、特定の地域・事業者に偏ることなく適用されている。</p>
		② 減収額	<p>平成18年度 11百万円</p> <p>平成19年度 1百万円</p> <p>平成20年度 6百万円</p> <p>平成21年度 1百万円</p>

		<p>平成 22 年度 0 百万円 平成 23 年度 18 百万円 平成 24 年度 95 百万円(見込み) 平成 25 年度 95 百万円(見込み) 平成 26 年度 95 百万円(見込み) ※国土交通省アンケートにより推計 ※平成 22 年度までは高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制、平成 23 年度はサービス付き高齢者向け住宅供給促進税制 将来の推計としては、達成目標を実現するために供給されるべきサービス付き高齢者向け住宅を毎年3万戸とした場合、本租税特別措置の対象となりうる民間法人による供給割合等を考慮すると、減収額は平年度 158 百万円と見込まれる。</p>
	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 20 年度～平成 23 年度) 現在、高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率は、9.5%にとどまっているなど、高齢者の暮らしに適した良好な住宅ストックは絶対的に不足している状況にある。 本租税特別措置等により、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進し、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み(3～5%)とすることで、バリアフリー化された居住空間で医療・介護等のサービスを受けることができる高齢者住宅の整備促進を図ることができる。 本租税特別措置は、2011 年度末のサービス付き高齢者向け住宅の登録戸数である約3万戸の供給に寄与し、高齢者人口に対する高齢者向け住まいの割合が 1.5%(H20)から 1.7%(H23)となっており、向上している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度) 〈税による直接的な押し上げ効果〉 平成 23 年度のサービス付き高齢者向け住宅の新規供給戸数である約 7,000 戸のうち、 ・面積要件(専用部分 25 m²以上)を満たすもの 22% ・税の要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅供給のインセンティブにつながると考える者の割合 21% (国土交通省による供給事業者向けアンケート)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 24 年度) 租税特別措置が拡充・延長されなかった場合、サービス付き高齢者向け住宅の供給に向けた投資意欲が弱まる等により、高齢者に適した住まいの確保が困難になる。 なお、租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合、サービス付き高齢者向け住宅の新規投資にマイナスの影響を及ぼすと考える者の割合は 63%(国土交通省による供給事業者向けアンケート)</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年度) 今後急増する単身高齢者や要介護高齢者(※)に適した住まいを確保することが喫緊の課題であり、税制特例の誘因措置を通じて、事業者により供給される物件を、医療・介護などのサービスと一体となった高齢者向けの良質な住宅に誘導する必要がある。 ※参考 単身高齢者は約 1.7 倍(2005 年→2025 年) 要介護高齢者は約 1.5 倍(2010 年→2025 年) 要支援1及び2、要介護1の高齢者は平成 12 年と平成 23 年を比較すると約</p>

			2.7 倍に増加
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>割増償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、政策目的達成手段として、的確かつ必要最小限である。</p> <p>また、サービス付き高齢者向け住宅は一般の賃貸住宅と比較した場合、バリアフリー構造とする費用及び必要な設備費用の面で建設コストが高くなるため、その負担軽減に割増償却が有効である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>サービス付き高齢者向け住宅整備事業</p> <p>「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO 等に直接補助を行う。</p> <p>〈対象〉 登録されたサービス付き高齢者向け住宅等</p> <p>〈補助額〉 建築費の1/10、改修費の1/3(国費上限 100 万円/戸)</p> <p>上記の予算上の措置はサービス付き高齢者向け住宅の共用部分の整備に対する支援であり、本特例は専用部分の整備に対する支援措置であるため、明確に役割分担が図られている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>租税特別措置の拡充・延長により、民間活力を利用した高齢者向けの住宅供給に更なる供給が促進されることとなり、各地方公共団体における高齢者の居住の安定の確保に寄与することとなる。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 22 年度(平成 23 年度税制改正要望時)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置 (国税 23)(所得税:外 法人税:義) (地方税 23)(法人住民税:義)
2	要望の内容	<p>【現行制度の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 20 年 4 月から施行された改正パートタイム労働法では、事業主は、パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の確保や正社員への転換を推進するための措置を講じることにされていることから、同法に基づき、都道府県労働局雇用均等室で、事業主に対する助言・指導等を行っている。 ○ パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保や正社員への転換に取り組む事業主を支援するため、均衡待遇・正社員化推進奨励金を支給し、その取組を促進している。 <p>【要望内容の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ パートタイム労働者の雇用管理の改善につながる一定の取組(職務評価の導入、正社員又は短時間正社員転換等)を実施した事業主に対し、税制上の所要の措置を講じる。
3	担当部局	雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	-
6	適用又は延長期間	-
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 パートタイム労働者の待遇を改善していくためには、パートタイム労働法に基づく規制的手段のみでは十分ではなく、事業主の自主的な取組を促すことが不可欠である。そのため、パートタイム労働法の見直しにあわせ、パートタイム労働者の待遇改善に取り組む事業主に対する税制上の優遇措置を講じる必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 パートタイム労働法第 4 条第 1 項で、「短時間労働者の雇用管理の改善等の促進その他その福祉の増進を図るために必要な施策を推進するように努める」とこととされている。</p> <p>また、「日本再生戦略」(平成 24 年 7 月 31 日閣議決定)で、デフレ脱却と経済活性化に向け、「非正規雇用と正規雇用の均等・均衡処遇の実効性を高め、キャリア形成や正規雇用転換を支援する」こと、「分厚い中間層の復活」のため、「全員参加型社会の実現を図り」、「非正規雇用と正規雇用の枠を超え、仕事の価値に見合った公正な処遇の確保に向けた雇用の在り方の実現を目指す」ことが必要とされている。また、[生活・雇用戦略]として、「同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇…により雇用の質の向上を図る」ことが掲げられている。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅵ：男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1：男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること</p> <p>「日本再生の基本戦略」 Ⅲ-2-(2) 人を動かす Ⅳ-2-(2)-① すべての人々のための社会・生活基盤の構築</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 パートタイム労働者の均等・均衡待遇及び正社員への転換を推進すること</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 -</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 -</p>
		8 有効性等	<p>① 適用数等 パートタイム労働者を雇用する事業主のうち、パートタイム労働者の待遇改善のために一定の自主的な取組を行う事業主が対象になると見込まれる。</p> <p>② 減収額 -</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:-) パートタイム労働者の公正な待遇の確保や、パートタイム労働者が正社員と同等の評価・待遇が得られる働き方を促進することにより、パートタイム労働者の待遇の改善につながる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:-) -</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:-) -</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:-) -</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>政策目的の達成のためには、パートタイム労働法に基づく規制的手段のみでは十分ではなく、事業主の自主的な取組を促すことが不可欠であるが、社会経済状況が厳しい中、パートタイム労働者の雇用管理を改善していくことは事業主にとって一定の負担につながり得るものであることから、その実現には、まずは、成長企業における取組が期待されるものであり、事業主に対する効果的なインセンティブとして、本租税特別措置等は必要かつ適切である。</p> <p>なお、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)で、「新成長戦略実現、特に、「雇用」を基軸とした経済成長を推進する観点から、(中略)①健康・環境分野等をはじめとする雇用の創出のほか、②正規雇用化、③育児支援、④障がい者雇用などの視点を踏まえ、例えば、雇用の増加に応じ、企業の税負担を軽減する措置を講ずるなど、有効な税制措置の具体化を図る。」とされており、本要望はこれに基づく要望である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>有期契約労働者、パートタイム労働者、派遣労働者等に対する正規雇用への転換、人材育成、処遇改善等を行う事業主への助成(来年度、均衡待遇・正社員化推進奨励金を改組予定)は、パートタイム労働者を含む非正規労働者のキャリアアップの促進の観点から、欠損法人を含む法人全体を対象とする支援として実施するものであるのに対し、税制上の優遇措置は、パートタイム労働者の公正な待遇やパートタイム労働者が正社員と同等の評価・待遇が得られる働き方を実現することがより期待できる成長企業等に対して、その税負担を軽減するものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>パートタイム労働法第4条第2項で、地方公共団体は、国の施策と相まって、短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するように努めるものとされている。</p>
10	有識者の見解	-	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置 (国税)所得税、法人税、登録免許税、相続税、贈与税、消費税、 地価税その他の関連する税目 (地方税)個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、 固定資産税、事業所税、都市計画税その他の関連する税目</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p>
2	要望の内容	<p>○ 平成 22 年 1 月より、関係閣僚を構成員とする検討会議等を設け、子ども・子育て支援制度に関する議論を進め、平成 24 年 3 月に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の 3 法案を税制抜本改革に関する法案とともに平成 24 年通常国会に提出した。</p> <p>○ 3 法案については、同年 5 月より衆議院における審議が開始され、衆議院での審議及び民・自・公の 3 党による修正協議を経て、認定こども園制度の改善を行うこと等を内容とする法案修正等が行われ、可決のうえ、参議院に送付された。衆議院から送付された法案について、同年 8 月 10 日に参議院において可決・成立したところ。</p> <p>○ これを受けて、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ「幼保連携型認定こども園」に対する幼稚園・保育所と同等の税制措置、その他の認定こども園の教育・保育機能部分への税制措置、市町村認可事業として位置づけられる小規模保育等への税制措置、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等への税制措置のように、子ども・子育て関連 3 法に伴う税制上の所要の措置を講ずる。</p>
3	担当部局	<p>○雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室 担当室長 黒田 秀郎(内線 7791) 代表☎ 5253-1111 担当補佐 福井 香月(内線 7880) 直通☎ 3595-2493 担当者 唐戸 直樹(内線 7944) FAX 3595-2313 恵藤 淳矢(内線 7951)</p> <p>○雇用均等・児童家庭局保育課 担当課長 橋本 泰宏(内線 7921) 代表☎ 5253-1111 担当補佐 荻原 和宏(内線 7924) 直通☎ 3595-2542 担当者 田上 喜之(内線 7920) FAX 3595-2674 森田 真司(内線 7918)</p>
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月

5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—	
6	適用又は延長期間	—	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実には厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家庭も少なくなく、また多くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。</p> <p>こうした問題に対処するため、</p> <p>質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 保育の量的拡大・確保(待機児童の解消、地域の保育を支援) 地域の子ども・子育て支援の充実</p> <p>等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行う。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 平成 22 年 1 月より、関係閣僚を構成員とする検討会議等を設け、子ども・子育て支援制度に関する議論を進め、平成 24 年 3 月に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の 3 法案を税制抜本改革に関する法案とともに平成 24 年通常国会に提出した。</p> <p>○ 3 法案については、同年 5 月より衆議院における審議が開始され、衆議院での審議及び民・自・公の 3 党による修正協議を経て、認定こども園制度の改善を行うこと等を内容とする法案修正等が行われ、可決のうえ、参議院に送付された。衆議院から送付された法案について、同年 8 月 10 日に参議院において可決・成立したところ。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅲ 安心して子どもを産み育てられる社会を実現する</p> <p>施策大目標 1 新たな子ども・子育て支援のための制度の構築を推進し、子ども・子育て支援施策の充実を図る</p> <p>施策中目標 2 地域における子ども・子育て支援策を推進する</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもや子育て家庭を支援することにより、子どもが健やかに成長することができる社会を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>—</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>—</p>
8	有効性等	① 適用数等	—

		②: 減収額	—
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、消費税率の引き上げによる財源によって、幼児教育・保育・子育て支援の質・量を充実させるものである。</p> <p>新制度の主なポイントとしては、以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督等の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ) ・ 認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設 ・ 地域の子ども・子育て支援の充実 <p>現行の幼稚園及び保育所等については、教育や保育を提供する施設としての高い公益性を担うことから、各種の税制措置が講じられているところ。新制度の円滑な実施にあたっては、現行の幼稚園及び保育所等に対する税制上の措置を踏まえ、以下のような税制措置を講じることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな認可施設として学校及び児童福祉施設として位置付けられる幼

		<p>保連携型認定こども園に対する幼稚園・保育所と同等の税制措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認可施設と同様に法的責務を負って子どもを受け入れ、教育及び保育を一体的に提供するという高い公益性を担う幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分への税制措置 ・ 保育を必要とする子どもを保育するという高い公益性を担う市町村認可事業として位置づけられる小規模保育等への税制措置 ・ 利用者の多様な選択と確実な利用を可能とするための子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等への税制措置
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>新制度では認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)や、小規模保育など多様な保育への給付(地域型保育給付)などを創設し、基準等を満たした施設・事業への財政支援を拡充する。給付対象施設・事業は法的責務を負って子どもを受け入れ、教育・保育を提供することとなり、高い公益性を担うことから、財政措置と併せて、幼稚園・保育所と同等の税制上の措置を講じることが必要であり、それらにより政策目的を達成する。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>新制度では、市町村が潜在ニーズも含めた地域における教育・保育の需要を確実に把握した上で、認可を受けた施設や事業による教育・保育の計画的整備に取り組むとともに、都道府県は市町村に対し助言等援助をすることとなる。給付・事業の実施に加えて、税制上の措置を講じることにより新制度の円滑な実施が図られ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもや子育て家庭を支援することにより、子どもが健やかに成長することができる社会を実現することができる。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 23 年 9 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	雇用促進税制の拡充 (国税 28) (法人税：義 所得税：外) (地方税 28) (法人住民税：義)
2	要望の内容	<p>・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)</p> <p>雇用者(雇用保険一般被保険者)増加数 5 人以上(中小企業は 2 人以上)、かつ、雇用増加割合 10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり 20 万円の税額控除が受けられる。なお、当期の法人税額の 10%(中小企業は 20%)が限度。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>厳しい経済環境下における雇用確保及び 65 歳以上の高年齢者の雇用維持のため、以下のとおり雇用促進税制を拡充する。</p> <p>ア 現行では当期の法人税額の 10%(中小企業は 20%)を限度として、雇用増加数 1 人あたり 20 万円の税額控除を行うこととなっているが、この税額控除の額を 40 万円に上げる。</p> <p>イ 税制の適用要件である「雇用者増加数」を算定する際、その前提となる「雇用者」の数に高年齢継続被保険者を含める。</p>
3	担当部局	厚生労働省職業安定局雇用政策課
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 23 年度：創設
6	適用又は延長期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 1 年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>厳しい雇用情勢の中、「雇用」を基軸とする経済成長を推進する観点から、雇用の受け皿となる「成長企業」を支援し、雇用の拡大を図ることが重要である。このため、「新成長戦略実現に向けた 3 段階構えの経済対策」(平成 22 年 9 月 10 日閣議決定)を踏まえ、平成 23 年度税制改正により、雇用を増加させる企業に対し、法人税の税額控除などを行う雇用促進税制が創設された。</p> <p>雇用情勢は、持ち直しているものの、依然として厳しい。また、グローバル競争の激化や少子高齢化の進行などによる、社会・産業構造の変化の中で、持続可能な成長を成し遂げられるかが重要な課題となっている。「全員参加型社会」や「ディーセント・ワーク」の実現、重層的なセーフティネットの構築により、社会保障制度を支える基盤も強化する必要がある。</p> <p>このことから、(ア)税額控除の額を 40 万円に引き上げることにより、今後の日本の成長を担う健康・環境分野等の産業の企業や若年者を雇用する企業への支援を強化し、今後の成長が期待される産業でのより積極的な雇用創出や学卒未就職者等の雇用機会を確保する。あわせて、産業の空洞化による国内雇用の悪化を防ぐ。</p> <p>また、(イ)税制の適用要件である「雇用者増加数」を算定する際、その前提となる「雇用者」の数に高年齢継続被保険者を含めることにより、雇用拡大及び 65 歳以上の高年齢者の雇用維持を図る企業を支援することで、65 歳以上の高年齢労働者の雇用維持、継続雇用の機会を確保し、高年齢者の生活の安定を図る。</p>

		<p>《政策目的の根拠》 「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)</p> <p>(抜粋)</p> <p>I. 基本的な考え方</p> <p>2. 経済対策の基本的視点</p> <p>(第2)「雇用」を機軸とした、経済成長の実現</p> <p>「雇用」を機軸とした経済成長を目指す。雇用が広がれば、所得が増え、消費を刺激し、経済が活性化する。こうした「好循環」を実現するため、予算・税制・企業社会システム全般にわたって、「雇用」の基盤づくりに全力を尽くす。</p> <p>具体的には、①経済を成長させて「雇用を創る」。例えば、介護・医療・保育、環境、観光など潜在的な需要が大きい分野において、雇用創出を推進する。②円高等による国内雇用の空洞化を防ぎ、「雇用を守る」。③求人ニーズの高い中小企業等とのマッチングを強化し、「雇用をつなぐ」。これらの取組により、国民全てが意欲と能力に応じて働ける社会の実現を目指す。</p> <p>II. 「3段階」の対応について</p> <p>ステップ3 平成23年度の対応—新成長戦略の本格実施</p> <p>(2)雇用促進等のためにも企業減税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新成長戦略の実現、特に、「雇用」を機軸とした経済成長を推進する観点から、政策税制措置を平成23年度税制改正において講ずる。このため、①健康・環境分野等をはじめとする雇用の創出のほか、②正規雇用化、③育児支援、④障がい者雇用などの視点を踏まえ、例えば、雇用の増加に応じ、企業の税負担を軽減する措置を講ずるなど、有効な税制措置の具体化を図る。
②	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標IV「意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること」 ・施策大目標2「雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること」 ・施策中目標2-1「地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること」
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 雇用促進税制を活用して、雇用確保及び高年齢者の雇用維持を図ろうとする事業主に対する支援を強化し、質の高い雇用を確保する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者(雇用保険一般被保険者)の数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 一定の雇用者数の増加等が確認された場合に行う税額控除額を拡大すること等により、事業主の雇用拡大に対するインセンティブをより一層高めるものと期待され、円高の影響による離職者や学卒未就職者等、東日本大震災の影響による失業者の雇用機会が増加することが見込まれる。なお、本税制の拡充により、アでは年間約8万人、イでは年間約1.6万人の雇用が増加すると考えられる。(別紙「減収見込額等の推計」を参照)</p>

8	有効性等	① 適用数等	ア 39 万人 イ 33 万人 (別紙「減収見込額等の推計」を参照)													
		② 減収額	ア 52,500 百万円 イ 36,400 百万円 (別紙「減収見込額等の推計」を参照)													
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年 4 月～平成 24 年 7 月 ※平成 24 年 7 月末時点で報告されたもののみ)</p> <p>平成 23 年度制度創設時には、年間 17 万人が本税制の対象となることが見込まれていた。</p> <p>平成 24 年 7 月末時点において、雇用促進計画は約 3,000 件が達成され、約 3.4 万人が本税制の対象となったと考えられる。平成 24 年度には約 10 万人の雇用者数の増加が推測されるが、制度創設時の目標 17 万人には達しない。</p> <p>ハローワークを通じたアンケートの結果では、事業主の雇用に対するインセンティブを高めるには税額控除の額の引き上げが比較的高い割合となった。</p> <p>※雇用増加数の算定方法</p> <p>・平成 23 年度雇用促進計画の受付状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23 年度計画受付累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般被保険者の目標増加数(人)</td> <td>209,538</td> </tr> <tr> <td>【参考】雇用促進計画数</td> <td>30,049</td> </tr> </tbody> </table> <p>・平成 23 年度雇用促進計画の受付・達成状況報告状況(速報値) (平成 24 年 7 月末時点)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画受付</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般被保険者の増加数(人)</td> <td>79,230</td> <td>34,180</td> </tr> <tr> <td>【参考】雇用促進計画数</td> <td>8,396</td> <td>2,834</td> </tr> </tbody> </table> <p>達成割合 $34,180 \text{ 人} \div 79,230 \text{ 人} = 43.14\%$ 一般被保険者の増加見込数 $209,538 \text{ 人} \times 43.14\% = 90,395 \text{ 人} \approx \text{約 } 10 \text{ 万人}$</p> <p>※ 達成目標である質の高い雇用の確保は、雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者数(雇用保険一般被保険者数)により判断することとしている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年 4 月～平成 24 年 7 月 ※平成 24 年 7 月末時点で報告されたもののみ)</p> <p>雇用促進税制の拡充により、アでは年間約 8 万人、イでは年間約 1.6 万人の雇用が増加すると考えられる。(別紙「減収見込額等の推計」を参照)</p> <p>ア 一定の雇用者数の増加等が確認された場合に行う税額控除額を引き上げることにより、事業主の雇用拡大に対するインセンティブをより一層高めるものと期待され、今後の成長が期待される産業でのより積極的な雇用創出や学卒未就職者やフリーター・ニートなどの就職困難者等の雇用機会が増加することが見込まれる。</p> <p>イ 税制の適用要件である「雇用者増加数」を算定する際、その前提となる「雇</p>		23 年度計画受付累計	一般被保険者の目標増加数(人)	209,538	【参考】雇用促進計画数	30,049		計画受付	達成状況	一般被保険者の増加数(人)	79,230	34,180	【参考】雇用促進計画数
	23 年度計画受付累計															
一般被保険者の目標増加数(人)	209,538															
【参考】雇用促進計画数	30,049															
	計画受付	達成状況														
一般被保険者の増加数(人)	79,230	34,180														
【参考】雇用促進計画数	8,396	2,834														

			<p>用者」の数に高年齢継続被保険者を含めることで、企業が高年齢者の雇用を維持・継続するインセンティブが高まるものと期待され、高年齢者の雇用維持、雇用継続機会の確保が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月 ※平成24年7月末時点で報告されたもののみ)</p> <p>ア 雇用情勢は、持ち直しているものの、依然として厳しい。また、グローバル競争の激化や少子高齢化の進行などによる、社会・産業構造の変化の中で、持続可能な成長を成し遂げられるかが重要な課題となっている。</p> <p>このため、産業の活性化を図り、「全員参加型社会」の実現を図るために、積極的に雇用の拡大を図ろうとする成長企業に対する支援を強化する必要がある。特に、「日本再生戦略」等においても、今後、雇用の創出に大きな期待が見込まれるとされる健康・環境分野等の成長産業等の企業、及び、若年者の雇用情勢が厳しいことから、若年者雇用をした企業に対する支援を強化し、今後の成長が期待される産業でのより積極的な雇用創出や学卒未就職者やフリーター・ニートなどの就職困難者等の雇用機会を確保する必要がある。</p> <p>また、国内立地環境の悪化、産業の空洞化による国内雇用の悪化を防ぐという観点からも、法人税の税額控除を行う本制度を強化する必要がある。しかし、本税制により平成24年度は約10万人の雇用者数の増加が推測され、制度創設時の目標17万人には達しない見込となっている現状を踏まえ、本税制の拡充を措置する必要がある。</p> <p>イ 現在の雇用促進税制では、65歳以前から雇用されている一般被保険者が適用期間中に65歳となった場合(高年齢継続被保険者となった場合)は、雇用者数から除かれることとなっている。そのため、雇用促進税制の要件を満たす雇用者数を増加させたにも関わらず、雇用者の一部が高年齢継続被保険者となったことにより雇用者数が減少し、要件が満たされず税制の適用対象とならない場合がある。</p> <p>本税制の適用要件である「雇用者増加数」を算定する際、その前提となる「雇用者」の数に高年齢継続被保険者を含めることによって、雇用の拡大だけでなく、高齢者雇用を維持する企業も支援することにより、高年齢者の雇用維持、雇用継続機会を確保し、「全員参加型社会」の実現を目指す必要がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月 ※平成24年7月末時点で報告されたもののみ)</p> <p>雇用促進税制の拡充により、アでは年間約8万人、イでは年間約1.6万人の雇用が増加すると考えられ(別紙「減収見込額等の推計」を参照)、雇用促進税制を活用して、雇用確保及び高年齢者の雇用維持を図ろうとする事業主に対する支援を強化し、質の高い雇用を確保することができる。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本制度は、新たに雇用をした場合に事業主の負担となる費用の一部を控除することによって、事業主の雇用に対するインセンティブを高められること、また、全ての企業を対象とし、雇用者の増加数に応じて控除する仕組みであることから、政策手段として公平かつ的確な措置である。</p> <p>そのため、本制度の拡充を通じて、円高の影響による離職者や学卒未就職者等、東日本大震災の影響による失業者の受け皿となり得る成長企業をさら</p>

			に支援し、これらの離職者等の雇用機会を確保する必要がある。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>現行の各種雇入れ助成金は、再就職が困難な高齢者や年長フリーターなど、雇い入れる労働者の属性等に応じて、その就職を支援するものであり、労働者の職業の安定を図ることを目的とし、その対象・効果も限定されている。</p> <p>一方、今回の雇用促進税制は、経済対策として、雇用増に着目して企業の税負担を軽減するものであり、「雇用」を基軸とする経済成長を推進することを目的とし、広く企業を対象としたものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制特別措置により、成長企業に対する支援を強化して離職者等の雇用機会を確保し、また、円高による産業の空洞化による国内雇用の悪化を防ぐことは、地域の雇用を確保し、地域経済の活性化につながるものである。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 23 年 9 月

減収見込額等の推計

【雇用促進税制の拡充】

ア 控除額 20 万円→40 万円

1. 雇用増加見込数の推計

税額控除額が拡大することで、

①税額控除の頭打ちに達していない法人が雇用者を増加させる

②税額控除額が2倍になることで、雇用増加のインセンティブが働き、税制の適用要件を満たす可能性がある法人が新たに計画を提出して雇用者を増加させると仮定。

- ① 雇用促進計画提出法人で、税額控除額が、法人税額の10%（中小企業は20%）の頭打ちに達していない法人のうち雇用を増加する法人数

10,488 法人（昨年度の実績 ※1）× 55%（※2）× 21.1%（雇用促進計画を提出した法人のうち、控除額引上げに関心のある割合 ※3） = 1,217 法人

上記法人における雇用保険被保険者増加数

1,217 法人 × 1.3 人（平均増加人数 ※4） = 1,582 人

- ② 税制の要件を満たす可能性があるが、計画を提出していなかった法人のうち、税額控除額の引き上げにより新たに提出することが見込まれる法人数

税制の要件を満たす可能性があるが、計画を提出していなかった法人数

224,621 法人（※5）× 75%（給与増加要件達成割合 ※6） - 10,488 法人（※1）

= 157,978 法人

この事業所のうち、実際に提出すると見込まれる法人数

157,978 法人 × 7.1%（雇用促進計画提出済・提出予定及び検討中の法人が控除額引上げに関心のある割合 ※3） = 11,216 法人

上記法人における、雇用保険被保険者増加数

11,216 法人 × 7 人（※7） = 78,512 人

- ①+②： 増加する法人数 1,217 + 11,216 = 12,433 法人

増加する雇用保険被保険者数 1,582 + 78,512 = 80,094 人

2. 減収見込額の計算

①については、税額控除の頭打ちになるまで雇用を増やすため、全ての雇用者が税額の対象となる。

②については、税額控除額が40万円に引き上がることにより、税額控除の頭打ちに達する割合が上がることになるが、ここでは、頭打ちを意識して提出してくると思われるため、税額控除額20万円の時と同程度の頭打ちに達していない割合（55%）と仮定する。

一方、目標値の173,057人のうち、40万円に引き上げられたことで、1/2が頭打ちとなると仮定すると、86,529人が控除対象。

よって、税額控除対象者数は、1,582人+43,182人（78,512人×55%）+86,529人 = 131,293人
控除額は、131,293人 × 40万円 = 525億1720万円

●雇用増加数	314,649人(173,057人)	⇒	394,743人(131,293人)
●減収見込額	346億円	⇒	525億円
●対象法人数			12,433法人増加

※「雇用増加数」の()内は税額控除対象者数。

-
- (※1) 昨年度計画提出実績 29,965 法人に、税制の適用になった割合 35% (4 月分) を乗じた。
- (※2) 税額控除の頭打ちに達していない割合は 55%となっている (財務省試算)。
- (※3) 雇用政策課のアンケートより。
- (※4) 国税庁調査から中小企業の 1 社あたりの納税額を算出し、税額控除頭打ち人数を試算すると 4.3 人となる。したがって、2 人雇用した法人は 2.3 人 (4.3 人-2 人) の雇用増と仮定。同様に 3 人雇用した法人は 1.3 人、4 人雇用した法人は 0.3 人。これらの平均値は 1.3 人となる。
- (※5) 法人数 2,579,464 (国税庁) のうち、黒字企業割合 (国税庁) と雇用増加法人割合 (雇用動向調査特別集計) を乗じて算出した。
- (※6) 財務省試算による。
- (※7) 昨年度計画提出実績では平均 7 人。

イ 高年齢継続被保険者の追加

1. 雇用増加見込数の推計

現行税制の対象となっていない65歳以上の高年齢者被保険者も対象とする。

高年齢者を雇用し、税制の要件を満たす法人が、新たに計画を提出して雇用者を増加させると仮定。

① 増加法人数

税制の要件を満たす可能性のある法人数

$$224,621 \text{ 法人} (\ast 1) \times 75\% (\text{給与増加要件達成割合 } \ast 2) = 168,465 \text{ 法人}$$

上記法人のうち、65歳以上の雇用者を雇用している法人数を算出

$$\text{(中小)} \quad 166,222 \text{ 法人} \times 15.1\% (\ast 3) = 25,100 \text{ 法人}$$

$$\text{(大)} \quad 2,243 \text{ 法人} \times 36.2\% (\ast 3) = 812 \text{ 法人}$$

$$\text{計} \quad 25,912 \text{ 法人}$$

このうち、税制の計画を提出することが見込まれる法人数

$$25,912 \text{ 法人} \times 8.9\% (\ast 4) = \underline{2,306 \text{ 法人}}$$

② 増加被保険者数

上記法人における、雇用保険被保険者増加数

$$2,306 \text{ 法人} \times 7 \text{ 人} (\ast 5) = \underline{16,142 \text{ 人}}$$

増加する雇用保険者数の55%(\ast 2)が、法人税額の10% (中小企業は20%)の頭打ちに達する。

このため、8,878人 (16,142×55%)が控除対象。

2. 減収見込額の積算

$$\text{控除対象人数 (推計)} \quad 8,878 \text{ 人} \times \text{一人あたり減税額 } 20 \text{ 万円} = \underline{17 \text{ 億 } 7560 \text{ 万円}}$$

$$\text{よって、現行制度による減収見込額 } 346 \text{ 億} + \text{ 拡充による減収見込額 } 18 \text{ 億} = \underline{364 \text{ 億円}}$$

	【現行制度】		【拡充後 (見込み)】
●雇用増加数	314,649人 (173,057人)	⇒	330,791人 (181,935人)
●減収見込額	346億円	⇒	364億円
●対象法人数			2,306法人増加

※「雇用増加数」の()内は税額控除対象者数。

(※1) 法人数2,579,464 (国税庁)のうち、黒字企業割合 (国税庁) と雇用増加法人割合 (雇用動向調査特別集計) を乗じて算出した。

(※2) 財務省試算による。

(※3) 高年齢者雇用実態調査(2008)による。

(※4) 雇用政策課のアンケートより。

(※5) 昨年度計画提出実績では平均7人。

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	障害者の「働く場」に対する発注促進税制の拡充及び延長 (国税 25) (法人税：義 所得税：外) (地方税 25) (法人住民税：義)
2	要望の内容	<p>企業（個人事業主を含む。）が障害者自立支援法の就労継続支援事業者等に対する発注額を前年度より増加させた場合に、一定の期間内に行った固定資産について、上限の範囲内で当該増加額と同額の割増償却を認める措置（固定資産の普通償却限度額の 30%を限度）を、平成 25 年度以降も延長する措置（5 年間の延長）を講ずるとともに、適用となる働く場に在宅就業障害者等を加える。</p> <p>※（現行）就労継続支援事業者等 ここでいう就労継続支援事業者等とは、障害者自立支援法における就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A 型・B 型）、生活介護事業所、障害者支援施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援（B 型）を行う事業所）、地域活動支援センター並びに障害者雇用促進法の特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所</p>
3	担当部局	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 20 年度税制改正要望において、障害者の「働く場」に対する発注等促進税制の創設として要望し、要望内容・適用期間を修正の上、認められた。平成 22 年度には、障害者の範囲の拡大（重度及び精神障害者以外の障害者である短時間労働者を追加）を行っている。
6	適用又は延長期間	5年間の時限措置とする。 ・ 企業(法人)：平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 ・ 個人事業主：平成 26 年 1 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 障害者自立支援法（平成 25 年 4 月 1 日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）や障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に鑑み、働く意欲や能力のある障害者の就労を支援する。</p> <p>障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要である。</p> <p>就労継続支援事業所等で働く障害者の工賃は、非常に低い水準に留まっており、これを引き上げることが重要な課題の一つとなっている。（注 1・注 2）</p> <p>現在、障害者自立支援法や工賃向上計画に基づき、就労継続支援事業所等や事業所等で働く障害者に対する支援を推進してきているところであるが、より効果的に工賃引き上げを図るためには、引き続き、一般企業に対する働きかけを強化する発注促進税制の仕組みが必要</p>

		<p>である。</p> <p>また、平成 23 年 6 月 1 日現在の民間企業（56 人以上）の障害者の実雇用率は 1.65%であり、法定雇用率の 1.8%を下回っていることから、障害者雇用をより促進するため、引き続き、一般企業に対する働きかけを強化する発注促進税制の仕組みが必要である。（注）</p> <p>本年 6 月に成立した国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（障害者優先調達推進法）では、国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとされている。</p> <p>（注 1）「日本再生戦略」（平成 24 年 7 月 31 日閣議決定）では、2020 年度までの目標として、「障がい者実雇用率 2.0%、国における障がい者就労施設等への発注拡大 8 億円」を掲げている。</p> <p>（注 2）平均工賃の推移</p> <table border="1" data-bbox="686 761 1005 907"> <tr> <td>平成19年度</td> <td>12,600円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>12,587円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>12,695円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>13,079円</td> </tr> </table> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 200px;">※平均工賃は、工賃倍増5か年計画対象施設（就労継続支援B型事業所、入所・通所授産施設及び小規模通所授産施設）の平均工賃</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用促進法第 43 条（一般事業主の雇用義務等） ○ 障害者雇用促進法第 46 条（一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画） ○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律附則第 3 条（税制上の措置） ○ 「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針 	平成19年度	12,600円	平成20年度	12,587円	平成21年度	12,695円	平成22年度	13,079円
平成19年度	12,600円									
平成20年度	12,587円									
平成21年度	12,695円									
平成22年度	13,079円									
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>基本目標Ⅳ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策大目標 3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p style="margin-left: 20px;">3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p> <p>基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること</p> <p style="margin-left: 20px;">1-2 障害者の雇用を促進すること</p>								
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定雇用率 2.0%の達成 ・ 工賃向上計画に基づく目標工賃（集計中）の達成 <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>「障害者雇用状況報告」（年 1 回実施）による、民間企業における障害者の実雇用率</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>平成 23 年 6 月 1 日現在の民間企業（56 人以上）の障害者の実雇用</p>								

			率は1.65%と、法定雇用率1.8%を依然として下回っている。しかし、雇用障害者数は8年連続で増加している状況であり、当該特例措置は、一般企業による就労継続支援事業者等との取引を促進し、支援事業所の取引金額を増加させることに対するインセンティブを付与することで、障害者雇用の維持・拡大に寄与している。
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	平成24年度減収額（見込み） 集計中 平成23年度減収額 1,776百万円 平成22年度減収額 1,280百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成23年6月1日） 雇用障害者数は8年連続で過去最高となっているが、平成23年6月1日現在の民間企業（56人以上）の障害者の実雇用率は1.65%と法定雇用率には届いていない状況。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成23年6月1日） 当該税制措置の適用の効果もあり、雇用障害者数は8年連続で過去最高となっているが、平成23年6月1日現在の民間企業（56人以上）の障害者の実雇用率は1.65%と法定雇用率には届いていない状況。 平成20年6月1日～平成23年6月1日の間に特例子会社数は242社から319社に増加しており、特例子会社における雇用障害者数も11,960.5人から16,429.5人に増加している。特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所は、一定割合の障害者を雇用することを要件としていることから、障害者の雇用を創出する場として重要な役割を果たしているが、重度障害者を雇用することは、多額の設備投資を要するなど負担が大きい。そこで本措置により、発注側に対し、就労継続支援事業者等との取引金額を増加させるためのインセンティブを付与することで、これらの企業への発注が拡大され、経営基盤が安定し、障害者雇用の創出に貢献している。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成23年6月1日） 平成23年6月1日現在の民間企業（56人以上）の障害者の実雇用率は1.65%であり、政策目標である法定雇用率1.8%を下回っている。 租税特別措置が延長されない場合、就労継続支援事業者等との取引、取引金額が減少し、結果として就労継続支援事業者等における工賃の減少や雇用が失われるおそれがある。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成23年6月1日） 雇用障害者数は8年連続で増加しているが、平成23年6月1日現在の民間企業（56人以上）の障害者の実雇用率は1.65%であり、法定雇用率1.8%を下回っている状況。 平成20年6月1日～平成23年6月1日の間に特例子会社数は242社から319社に増加しており、特例子会社における雇用障害者数も</p>

			<p>11,960.5人から16,429.5人に増加している。特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所は、一定割合の障害者を雇用することを要件としていることから、障害者の雇用を創出する場として重要な役割を果たしているが、重度障害者を雇用することは、多額の設備投資を要するなど負担が大きい。そこで本措置により、発注側に対し、就労継続支援事業者等との取引金額を増加させるためのインセンティブを付与することで、これらの企業への発注が拡大され、経営基盤が安定し、障害者雇用の創出に貢献している。</p> <p>障害者が地域において自立して生活し、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念を実現するためには、安定した工賃や収入の確保、雇用の促進が必要になる。</p> <p>また、社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）においては障害者を含む「全員参加型社会」の実現に向けて取り組んでいるところであり、税制、助成金等あらゆる手段を講じて対策を推進していく必要がある。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>就労継続支援事業者等へ発注する企業に対して補助金を支給することとした場合、数ある一般企業から就労継続支援事業者等への発注額は予測できないことから、予算を適切に手当することは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難。就労継続支援事業者等は全国にあり、税制措置による幅広い効果を発揮させることが適当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>障害者を多数雇用する事業主に対する税制上の支援措置として「障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却（所得税・法人税）」、「心身障害者を多数雇用する事業所等に係る軽減措置（不動産取得税・固定資産税）」、「心身障害者を多数雇用する事業所等に係る課税標準の特例措置（事業所税）」がある。</p> <p>また、障害者を多数雇用することを要件として、施設整備等に対する支援を行う助成金として「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」等がある。</p> <p>これらの税制上の支援措置及び助成金は、事業主の税負担の軽減や設備投資に係る負担軽減を目的としている。しかし、そもそも安定的な仕事確保できなければ、これらの事業所の存続自体が危ぶまれることとなるため、発注側である一般企業に対する施策を講じることが重要である。そこで本税制措置により、発注側の企業に対し、就労継続支援事業者等との金額を増加させるためのインセンティブを付与することで、就労継続支援事業者等における障害者雇用の維持・拡大を図る必要がある。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>障害者基本法第6条では、国及び地方公共団体の責務として「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。」とされている。</p> <p>障害者雇用に関しては、①地方公共団体には障害者雇用の促進に必要な施策の総合的かつ効果的な推進を行う責務が課されていること（障害者雇用促進法第6条）、②障害者支援に係る費用は地域社会に</p>

		<p>においても平等に負担すべきこと等から、地方税においても、就労継続支援事業者等に対する障害者の雇用の促進を図ることが必要である。当該税制上の特例措置を全国一律に適用させることにより、一般企業による就労継続支援事業者等との取引を促進し、取引金額を増加させることに対するインセンティブを付与することで、就労継続支援事業者等における障害者雇用の維持・拡大につながる。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	グローバルリターン・雇用維持特別減税措置の創設 (国税 29)(法人税:義) (地方税 29)(法人住民税:義)
2	要望の内容	雇用の維持・創出を図るため、国内事業の発展を前提としつつ、海外事業展開を行っている中小企業が、海外子会社の利益を国内に環流して、国内事業所の設備投資を行う場合に、取得価格の 32%の割増償却を認める税制上の優遇措置を創設する。(当該企業が雇用を維持・増加させている場合に限定)
3	担当部局	職業安定局雇用政策課
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 現在の日本の産業は、産業構造も大きく転換する中で、成長著しいアジア諸国との価格競争、円高基調の継続による輸出産業の苦境など、非常に厳しい状況におかれている。加えて、日本の将来人口が減少していく中、内需の縮小は確実な状況であるから、新たな市場の取り込みを図ることができない限りは、将来的な国内産業の低迷は避けられないところとなっている。産業の低迷は、当然にして、その派生需要である「日本国内の雇用機会」が喪失されることに繋がるものと言える。</p> <p>こうした状況を踏まえると、今後、日本の国内雇用を維持・創出するためには、成長する新たな市場の取り込みが欠かせない条件となってくると考えられる。実際に、日本の企業は、海外展開している場合の方が、国内展開のみの場合よりも、国内の雇用を維持・創出しているという分析も数多くされている状況にある。</p> <p>ただし、この結論は単に海外展開が国内雇用の維持・増加に繋がるということではなく、「国内のマザー工場的な機能等は国内に残し、日本の技術力の厚味を活かしつつ、海外事業と国内事業の差別化を図るなど、国際競争力の維持に努める場合」に、こうした効果は明らかになるものである。</p> <p>このため、政府としては、国内中小企業が海外展開を推進しつつ、国内雇用の維持・増加が図られる状況を支援するため、海外展開している中小企業が、その利益を国内に環流し、当該費用を活用して、設備投資の促進や教育訓練の推進を図ることにより、国内事業の高付加価値化等を図りつつ、国内雇用が維持・増加されるよう支援を図る必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 平成 24 年雇用政策研究会報告書に、「海外事業展開を進めている企業が、海外での利益を国内に還元し、同時に国内雇用を維持・増加させるためには、国内設備の改良・改善や教育訓練への投資を随時図り、国内事業の生産性向上・高付加価値化を図られる必要もある」との指摘あり。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ「意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること」 施策大目標2「雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること」 施策目標2-1「地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること」
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 海外から環流した利益を、設備投資の促進や教育訓練の推進に確実につなげることで、国内事業の高付加価値化等を図りつつ、国内雇用の維持・増加を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 要望制度の適用事業所数。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置の目標が達成されれば、政策目的も達成される。
8	有効性等	① 適用数等	1,191社 平成25年度の予測適用数（詳細は別紙参照）
		② 減収額	404.9百万円 平成25年度の予測減収額（詳細は別紙参照）
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間 平成25年度～) 措置の導入により、海外の子会社から利益を環流させ、その資金で高付加価値化のための設備投資やそれに伴う教育訓練を実施することが増加する。そうすることで、海外進出をしながらも、国内の雇いを維持・増加し、かつ企業の成長力も強化することができ、企業の更なる成長に繋がる。そうした企業が増加することで、日本全体の成長も促進される。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間 平成25年度～) 措置の導入により、海外の子会社から利益を環流させ、その資金で高付加価値化のための設備投資やそれに伴う教育訓練の実施が増加する。そうすることで、海外進出をしながらも、国内の雇いを維持・増加し、かつ企業の成長力も強化することができ、企業の更なる成長に繋がる。そうした企業が増加することで、日本全体の成長も促進される。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間 平成25年度～) 国内企業の海外進出が進む一方で、海外の子会社からの利益の国内への環流が進まないため、国内に雇いを維持・創出できる企業が減少し、結果として国内産業の空洞化を加速させることになり、国内経済が低迷する。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間 平成25年度～) 国内産業の高付加価値化を推進しつつ、国内雇用の維持・創出にも資する制度であることから、中長期的な観点から、税収が減少する以上の効果はあるものと考えられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	雇いを軸としつつ、国内産業の育成・成長と質の高い雇用の維持を日本経済の成長のために推進することを目的としている。そのため、対象を国内雇用と海外事業展開の両立を推進できる黒字の成長企業に限定することが求められる。こうしたことから、税での支援が妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	地方公共団体においても、各地域で製造業などの一定数の雇用を維持することができる企業の存在は必要不可欠なものと考えられる。そうした企業が海外進出を行ったとしても、その地域に残り、雇用を維持・創出していくことは、地域の発展にも資することから、地方公共団体も協力的であると考えられる。
10	有識者の見解	平成 24 年雇用政策研究会報告書に、「海外事業展開を進めている企業が、海外での利益を国内に還元し、同時に国内雇用を維持・増加させるためには、国内設備の改良・改善や教育訓練への投資を随時図り、国内事業の生産性向上・高付加価値化を図られる必要もある」との指摘あり。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

減税見込額の推計

【グローバルリターン・雇用維持特別減税措置】

1. 適用見込数の推計

○ 対象となる企業数は、1,191社

(算出方法)

・第41回海外事業活動基本調査(2010年実績)において、海外に現地法人等を有する日本の中小企業(資本金1億円以下)が、1,519社。

(うち、製造業は1,047社、非製造業は472社)

・「経済環境・経済政策の変化が事業展開・雇用に及ぼす影響に関する調査」(平成23年度厚生労働省委託調査事業)によると、製造業の中小企業で、海外進出を行った企業の80%、非製造業の75%は、過去3年間に雇用を維持・増加させている。

・ $1,047 \times 0.80 + 472 \times 0.75 = 1,191$

2. 減税見込額の積算

○ 減税見込額 = $1,191 \text{社} \times 34 \text{万円}^{(*)} = \underline{404.9 \text{百万円}}$

(※) 子育て企業サポート税制創設時の1企業あたりの減税見込額を参考に計算

$1246 \text{万円} (\text{平均設備投資額}) \times 0.32 (\text{償還率}) \times 0.30 (\text{法人税率}) \times 0.285 (\text{利益計上法人割合}) = \underline{34 \text{万円}}$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生活衛生関係営業者の事業活動の振興のための税制上の措置 (国税34)(法人税:義) (地方税34)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	<p>公衆衛生の向上及び国民生活の安定に資するよう、国民の日常生活に極めて深い関係にある生活衛生関係営業者の事業活動の活性化に必要な総合的な税制上の措置を講ずる。</p> <p>具体的には、生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度(以下、「共同利用施設税制」という。)について、対象設備を喫緊の重点課題に重点化した上で、適用期限を平成26年度末までの2年間延長するとともに、法人の支出する交際費等の損金不算入制度(以下、「交際費課税」という。)について、所要の見直しを行う。</p>
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>○共同利用施設税制 創設年度 昭和55年度 期限切れごとに延長要望(直近は平成24年度)</p> <p>○交際費課税 創設年度 昭和29年度</p>
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで (平成25年度～平成26年度)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るための組織であり、営業者の営業の振興の計画的推進、経営の健全化等を目的としている。</p> <p>生活衛生同業組合等は、厚生労働大臣が定める業種ごとの営業の振興に関する指針(振興指針)に基づき、営業者の営業の振興に必要な事業(振興事業)に関する計画(振興計画)を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることができる。</p> <p>共同利用施設税制は、生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用施設事業を行う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、零細な営業者が大半を占める生活衛生関係営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の強化を図る。</p> <p>また、景気悪化や東日本震災の影響等により、深刻な状況にある我が国経済を回復軌道に乗せ、景気回復基調を確実なものとするため、交際費課税の見直しにより、法人企業の営業活動を促進し、飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要の喚起を図る。</p>

		<p>《政策目的の根拠》 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の5</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の事業者の経営基盤の強化を図る。また、交際費課税については、法人企業の事業活動を活性化させ、国外及び国内に端を発する景気悪化により深刻な状況にある我が国経済を回復軌道に乗せ、景気回復基調を確実なものとすることを目指す。その達成度を検討するため、具体的には、「大企業製造業の業況判断DI」（「日銀短観」（日本銀行）、「中小企業の業況判断DI」（「中小企業景況調査」（中小企業庁）やGDPギャップの数値等を参考にする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置適用設備数。法人企業の事業活動を活性化させ、国外及び国内に端を発する景気悪化により深刻な状況にある我が国経済を回復軌道に乗せ、景気回復基調を確実なものとすることを目指す。その達成度を検討するため、具体的には、「大企業製造業の業況判断DI」（「日銀短観」（日本銀行）、「中小企業の業況判断DI」（「中小企業景況調査」（中小企業庁）やGDPギャップの数値等を参考にする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>生活衛生は国民生活と極めて密着し（全産業589万事業所のうち19.5%、全従業者5,844万人のうち11.4%）、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。</p> <p>一方、その大半が経営基盤が脆弱な中小零細事業者であるところ、規制緩和の流れの中で、零細な生活衛生関係事業者がチェーンストアをはじめとする大企業との熾烈な競争に生き残るためには、協業化等により合理化及び省力化を進め、生産性の一層の向上を図るとともに労働環境の改善及び福利厚生の実施等を強力に推進する必要がある。</p> <p>現在の生活衛生関係営業の業況判断DI（▲46.7＝株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成24年1-3月期）は低調で、経営状況の悪化が懸念されている。さらに、今後見込まれる新たな負担増による消費意欲回復の妨げ、為替動向への懸念、電力料金の値上げや夏場の電力供給不安など中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しい。</p> <p>このため、零細で資金繰りに苦しむ事業者の設備投資に係る当座の負担を軽減するため、引き続き、通常の減価償却限度額とは別枠で償却できる共同利用施設税制により、生活衛生同業組合等の設備投資（共同利用施設取得）を誘因する必要がある。</p>

			<p>また、①個々の法人企業に対して飲食費を損金として認めることにより、営業活動の促進を図るとともに、②飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要を喚起し経済の活性化に繋がるという、ミクロとマクロの両面で効果を発揮する交際費課税について検討を行うことが必要である。</p>																						
8	有効性等	① 適用数等	<p>○過去5年間の共同利用施設の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(対象施設数)</th> <th>(特別償却対象設備取得額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>2</td> <td>9.4百万円</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>2</td> <td>170.0百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>共同利用施設の取得のためには相当の費用を必要とするが、生活衛生関係営業者は中小零細事業者で、事業収益の低迷やデフレの影響、円高による成長モメンタムの低下・国内民需の減速により、設備投資(共同利用施設取得)意欲が弱含みであったが、中小企業にとっては、生産性の向上、経営コスト低減等のために事業の共同化・協業化を図る必要がある。</p> <p>○過去5年間の交際費支出額の推移</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>3,533,828百万円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>3,379,994百万円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>3,226,064百万円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>2,997,859百万円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>2,935,972百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 国税庁「会社標本調査」</p>		(対象施設数)	(特別償却対象設備取得額)	21年度	0	—	22年度	2	9.4百万円	23年度	2	170.0百万円	平成18年度	3,533,828百万円	平成19年度	3,379,994百万円	平成20年度	3,226,064百万円	平成21年度	2,997,859百万円	平成22年度	2,935,972百万円
	(対象施設数)	(特別償却対象設備取得額)																							
21年度	0	—																							
22年度	2	9.4百万円																							
23年度	2	170.0百万円																							
平成18年度	3,533,828百万円																								
平成19年度	3,379,994百万円																								
平成20年度	3,226,064百万円																								
平成21年度	2,997,859百万円																								
平成22年度	2,935,972百万円																								
		② 減収額	<p>○共同利用施設税制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(減収額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>0.2百万円</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>2.2百万円</td> </tr> <tr> <td>24年度(推計)</td> <td>1.0百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※いずれも(社)全国生活衛生同業組合中央会調べによる</p>		(減収額)	21年度	0	22年度	0.2百万円	23年度	2.2百万円	24年度(推計)	1.0百万円												
	(減収額)																								
21年度	0																								
22年度	0.2百万円																								
23年度	2.2百万円																								
24年度(推計)	1.0百万円																								
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：創設時～平成27年3月)</p> <p>財政政策の緊縮スタンスや資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による成長モメンタムの低下などにより中小零細事業者にとって国内マーケットは厳しい経営環境にあり、先行きの不透明感から必要最低限の設備投資しか行わない状況に陥りやすい中、本税制の特例措置による設備投資の促進により、営業施設の衛生水準の向上、経営基盤の強化に寄与している。</p> <p>しかし、共同利用施設の取得のためには相当の費用を要するため、設備投資(共同利用施設取得)意欲が弱含みであり、ここ数年は投資を見合わせざるを得ない状況にあったが、後継者育成の観点から若手すし食肉の人材育成を目的としたすし共同研修棟の建設が進められたり、美容業の複数の組合において共同美容研修施設や共同保育施設を設置し零細事業所の生産性・定着率の向上、人材の能力活用に向けた取り組みが進んでおり、これら組合に対して本措置を適用することで、政策目的の実現</p>																						

		<p>を図っていく。</p> <p>経済情勢の一部で持ち直しの動きが見られたものの、事業収益の低迷やデフレの影響、円高による成長モメンタムの低下・国内民需及び海外経済の減速等により、再び予断を許さない状況となっており、大企業製造業の業況判断D I（平成24年6月）は▲1、中小企業の業況判断D Iは▲21.7（平成24年4～6月）となっており、我が国経済をとりまく環境は依然厳しい状況となっており、交際費課税に係る本措置により法人企業の経営安定を図ることが必要。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：創設時～平成27年3月）</p> <p>本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与してきた。</p> <p>また、後継者育成の観点から若手すし食肉の人材育成を目的としたすし共同研修棟の建設が進められたり、美容業の複数の組合において共同美容研修施設や共同保育施設を設置し零細事業所の生産性・定着率の向上、人材の能力活用に向けた取り組みが進んでおり、これら組合に対して本措置を適用することで、本措置適用組合の事業支援を通じた営業者の経営基盤の強化を後押しする。</p> <p>また、平成23年「中小企業税制に関するアンケート」でも、交際費の必要性について「取引先との良好な関係維持のため必要不可欠」という回答が70.4%、新規顧客の開拓のため必要不可欠」という回答が36.7%となっており、交際費支出が中小企業の経営安定にとって必要不可欠であるということが把握できる。コスト削減傾向の中、交際費支出額は若干の減少傾向にあるものの、每期概ね一定の利用実績があり、本措置に対する中小企業者の期待、及び経済波及効果は相対的に高まっているものと考えられ、経営安定への寄与は図られていると推察できる。経済情勢の減速や円高進行を受け、中小企業の取引環境は更に厳しいものとなっており、本措置により、中小企業等の経営安定を図る必要がある。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：創設時～平成27年3月）</p> <p>国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の設備投資（共同利用施設の取得）が行えなかった場合、経営基盤の不安定を招き、企業収益の悪化、国内民間需要の後退、雇用情勢悪化の負のスパイラルを招くおそれがある。また、震災復興の足かせの懸念があるほか、少子高齢化、子育て・共働き世帯の増による社会的孤立の懸念への対応や節電・非常用需要に対応する共同蓄電設備の導入など、経済・社会的に必要なニーズに則することができなくなる。また、法人企業にとって必要不可欠な営業経費である交際費について、税制上の優遇を施す本措置は法人企業の経営安定、事業の活性化に寄与しており、手段として有効である。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：創設時～平成27年3月）</p> <p>本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復や雇用情勢の</p>
--	--	---

			<p>改善に寄与している。今後も、本措置活用により、組合の事業支援を通じた営業者の経営基盤の強化（税収の増大）に寄与する。</p> <p>また、近時の経済低迷のなか、法人企業等は徹底的なコスト削減圧力が求められているが、交際費は取引先との関係維持、新規顧客の開拓等に必要不可欠な費用であり、本費用にかかる税制措置により営業性資金の確保を支援することは必要不可欠な支援である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>生衛業は国民生活と極めて密着し(全産業 589 万事業所のうち 19.5%、全従業者 5,844 万人のうち 11.4%)、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしているが、その営業の大半の経営基盤が脆弱であることに鑑みれば、中小零細事業者対策という視点は特に重要である。共同利用施設の特別償却制度は、高度な経営技術を持つ大企業の参入による価格競争に伴う深刻な影響や経営悪化など経済構造の変化に対応し、生衛業の経営の安定と消費者利益の擁護を図るため、昭和 54 年の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正により条文化され、昭和 55 年に創設されたものであるが、今日においても、大規模な量販店やチェーンストアの増加が相次ぐなど生衛業を取り巻く環境は総じて厳しいことから、引き続き政策税制としての役割を維持していくことに妥当性はある。</p> <p>また、資本金 1 億円超の法人企業においては、交際費について全額損金性が認められていないため、交際費支出を抑制する傾向があり、経済活動の沈滞化を招く要因となっている。交際費課税制度については、自家消費的な部分や資本蓄積が阻害される傾向があることを理由に、経済の発展に資する観点から、昭和 29 年度に制度創設されたものであるが、近年、我が国経済はデフレ経済のもとで、国外及び国内に端を発する景気悪化により、地域経済の疲弊、雇用の縮小と賃金水準の低下、生産拠点の海外展開の加速、株安・円高を背景とした企業・消費者マインドの冷え込み、生活保護受給者の増加など非常に深刻な状況が継続している。</p> <p>こうした、経済社会情勢に鑑み、交際費課税の目的・範囲について本要望措置により見直し、法人の支出する交際費の損金性を認め、新規顧客の開拓や販売促進の手段としての交際費支出を政策誘導する。これにより、低迷する企業活動の円滑化を図るとともに、飲食店営業を中心とする生活衛生関係営業等の需要を喚起し、派生需要や乗数効果を通じ GDP 及び税収の増加を確保することで、財政収支の改善に寄与する。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>類似する他の支援措置は存在しない。</p>

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解	<p>『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書(平成24年7月とりまとめ公表)』において、①収益の悪化・資金調達の難しさを背景に設備投資に慎重にならざるを得ないこと、②中小零細事業者対策という視点が重要であること、③大規模な量販店やチェーンストア等の増加が相次ぎ生活衛生関係営業を取り巻く経営環境が厳しいこと、④東日本大震災の発生を受けて復旧・復興等の必要が高まっていること、等を踏まえ、対象設備を政策効果の高い重点4分野(少子高齢化・買い物弱者対策に資する設備、環境・エコ・清潔・快適に資する設備、震災復興・節電に資する設備、安全・安心の確保に資する設備)に重点化した上で、現行の政策税制としての役割を維持することが必要とされ、これら報告の提言や改革の方向性を踏まえ、平成25年度税制改正大綱において、適切に対応するよう指摘されている。</p> <p>また、平成24年7月に、「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」が開催され、『生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための基本的な考え方(平成24年7月19日答申)』において、節電につながる共同工場や共同営業施設、共同蓄電設備などの共同利用施設の設置が可能な場合には、積極的に活用するよう指摘されている。</p> <p>さらに、『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書(平成24年7月とりまとめ公表)』において、</p> <p>(1) 交際費の損金性を認めることで、交際費に関連する需要が増加し売上高が上がるなど、飲食店等に対する波及効果が見込まれる</p> <p>(2) 昨今の厳しい経済情勢や疲弊している中小零細の飲食店等の経営状況が深刻であることや欧米諸国との均衡に鑑み、交際費課税の廃止について提言するとされている。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年9月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	商業・サービス中小企業活性化税制の創設 (国税46)(所得税:他・法人税:義) (地方税46)(法人住民税:義)
2	要望の内容	次により、特別償却制度、税額控除制度を創設する。 (1) 対象業種：中小卸売・小売及びサービス業 (2) 対象事業者：青色申告書を提出する中小企業者 (3) 対象設備の要件： ①建物附属設備 取得価額1台60万円以上 ②器具・備品 取得価格 1台30万円以上 (4) 特別償却：取得価額の百分の三十又は税額控除又は取得価額の百分の七
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日から平成28年3月31日まで (平成25年度～平成27年度)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>現状においても経営環境が厳しい卸売業、小売業又はサービス業を営む中小企業（以下「中小商業・サービス業」という。）について、消費税率の二段階の引上げに備え、魅力の向上や業務改善等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化、活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について(平成24年3月30日閣議決定)</p> <p>・中小事業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。</p> <p>○消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する検討本部「転嫁対策・価格表示に関する方向性についての検討状況(中間整理)」(平成24年5月31日)</p> <p>・民主党が取りまとめた「転嫁対策・価格表示のあり方について※」において提言されている予算措置・税制措置を含め、予算編成や税制改正等の過程において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。</p>

			<p>※民主党転嫁対策・価格表示のあり方検討WT「転嫁対策・価格表示のあり方について」（平成24年5月14日）</p> <p>・現下の景気状況の下で雇用維持に努めている中小企業や国民の食生活を支える農林水産業などの実情を十分に踏まえた上で、適切な予算措置や税制措置等を検討</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること</p> <p>施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小商業・サービス業における魅力の向上や業務の改善等に資する設備投資を通じて、消費税率の引上げ前後の駆け込み需要増とその反動での需要減に伴う大幅な収益ギャップの発生、消費税の価格転嫁の困難なことによる利益の減少など消費税率の引上げによる影響を最小限に抑え、売上高の安定化、向上を図る。</p> <p>具体的には、中小商業・サービス業の売上額DI（前期比）を用いて、消費税率の引上げのタイミングを挟む、平成26年第1四半期と第2四半期、平成27年第2四半期と第3四半期の中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額DIの変動幅を可能な限り小さいものとするとともに、売上額DIを安定的に向上させていくことを目標とする。</p> <p>（参考指標）</p> <p>平成9年の消費税率引上げ時の変動幅（平成9年第1四半期と第2四半期の売上額DIの差）は、卸売業▲10.5ポイント、小売業▲7.9ポイント、サービス業▲1.8ポイント。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>売上額DIの変動（(独)中小企業基盤整備機構）</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>消費税率の引上げ時における中小商業・サービス業の売上高への影響を最小限に抑えるとともに、その安定的な向上を図ることで、中小商業・サービス業の経営の安定化、活性化に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>（適用事業者数）</p> <p>平成25年度 23,819社</p> <p>平成26年度 24,772社</p> <p>平成27年度 25,763社</p> <p>（経済産業省推計）</p>
		② 減収額	<p>（減収額）</p> <p>平成25年度 176.7億円</p> <p>平成26年度 177.4億円</p>

平成 27 年度 178.1 億円
 (経済産業省推計)

③ 効果・達成
 目標の実
 現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月)
 中小商業・サービス業が直面している経営上の問題点は多岐に亘るが、最も多くの中小商業・サービス業の事業者が共通で挙げている問題点は、需要の停滞であり、続いて、卸売業者では販売単価の低下、小売業者では大中型店舗の進出による競争の激化、サービス業者では利用者ニーズの変化への対応が挙げられている。こうした経営上の問題点に対応するため、中小商業・サービス業では、需要の喚起(集客力の増加)のための取組み、大企業との競争の激化に対応するための業務効率の改善、新商品、新サービスの提供をしていくことが必要となっている。

【直面している経営上の課題】

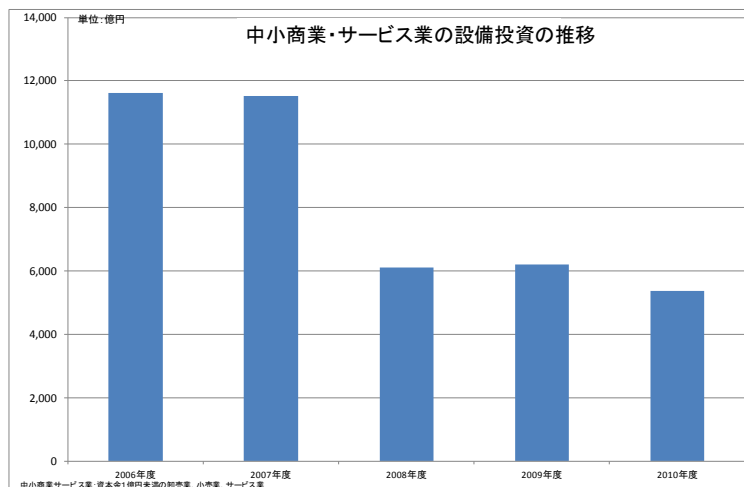
	1 位	2 位
卸売業	需要の停滞 (43.9%)	販売単価の低下、上昇難 (11.2%)
小売業	需要の停滞 (22.8%)	大中型店舗の進出による競争の激化 (21.0%)
サービス業	需要の停滞 (25.0%)	利用者ニーズの変化への対応 (19.5%)

((独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査 資料編」(平成 24 年 4 月～6 月実績))

実際、厳しい経営環境を打破し、経営の安定化を図るため、老朽化設備の更新、事務効率の向上や新商品、新サービスの展開等に係る設備の導入等を進める必要性を感じている中小商業・サービス業の事業者が一定程度存在している一方で、足下で、中小商業・サービス業全体の設備投資額は、減少傾向にある<注 1>。

そのため、本特例措置により投資環境を整備することは、中小商業・サービス業における投資を促進することにつながり、中小商業・サービス業の経営の安定化、活性化が図られることとなる。

<注 1>



(出典) 法人企業統計

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成25年4月～平成28年3月）</p> <p>足下の中小商業・サービス業の売上高は回復の兆しは見えているものの、全産業に比してそのテンポは鈍く、本特例措置により魅力の向上や業務改善等に資する設備の投資を促進することで、売上高の安定化と向上を図る。</p> <p>本特例措置については、客で賑わう活気のある商店街における分析として、中小商業・サービス業の個別の事業者毎に、店舗の改装・店内のレイアウト変更、ディスプレイの変更等販売促進活動の強化、ITの活用等の活性化策を実施し、魅力ある店舗作りを行っていることとされる報告（中小企業庁委託「平成21年度商店街実態調査報告書」）もあることから、店舗改装等による魅力向上、IT化による業務改善等に係る投資を促進することで需要の増加（集客力の向上）を図り、中小商業・サービス業における売上高の安定化、向上に寄与することが期待される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成25年4月～平成28年3月）</p> <p>本特例措置が創設されなかった場合、消費税率の引上げの影響により中小商業・サービス業の経営状況が悪化し、これらの事業者の廃業の増加や雇用の縮小を招き、地域経済の活性化、雇用の確保に悪影響を与えるおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成25年4月～平成28年3月）</p> <p>本特例措置による設備投資を促進し、中小商業・サービス業の活性化が図られることで、我が国経済全体として195億円の経済波及効果が生じるとともに、雇用を3152人創出するとの試算がある。</p> <p>（経済産業省推計）</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置の対象となる業種は、景況の回復テンポが遅く、かつ、人件費率が高いこと等から消費税率の引上げの影響を受けやすい、中小・商業サービス業に限定しており、国民の名遠くできる必要最小減の特例措置となっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等における設備投資の促進を目的とするものとして、中小企業投資促進税制があり、当該税制では、主として生産性向上のための機械・装置の投資の促進を目的としている。</p> <p>これに対して、本特例措置は、中小商業・サービス業の魅力の向上や業務改善等を図るための設備投資の促進を目的としており、対象設備も、店舗の改装に係る建物附属設備や看板等の器具及び備品としていることから、目的及び適用の範囲が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>中小商業・サービス業は地域密着型の内需型産業であり、本特例措置により、中小商業・サービス業の事業者の経営の安定化、活性化を図ることは、地域経済の活性化及び雇用の確保・創出に資することとなるため、本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税における手当（本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税の自動連動）をすることが相当である。</p>
10	有識者の見解		—

11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—
----	--------------------	---

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	自然災害共済に係る異常危険準備金の積立率並びに洗替保証限度率の引き上げ (国税 36) (法人税) (地方税 36) (法人住民税、事業税)
2	要望の内容	消費生活協同組合の自然災害共済に係る異常危険準備金制度のうち、租税特別措置法第 57 条の 5 第 1 項に定める積立率について、当年度共済掛金の「百分の十五」とされているところを「百分の三十」とする。 また、同法第 57 条の 5 第 7 項に定める洗替保証限度率について、当年度保険料等の「百分の七十五」とされているところを「百分の百」とする。
3	担当部局	厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 12 年度 制度適用
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 消費生活協同組合法に基づく消費生活協同組合は、一定の地域又は職域による人と人の結合であって、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的としている。消費生活協同組合が行う共済事業においては、共済契約者たる組合員の保護のため、共済金の円滑な支払いが必要とされること。予想外の損害が発生した場合にも、消費生活協同組合が共済金を円滑かつ確実に共済契約者に支払うため十分な異常危険準備金の積立てを促すことにより、共済契約者たる組合員の保護を図る。 ----- 《政策目的の根拠》 共済事業を行う消費生活協同組合は、消費生活協同組合法第 50 条の 7 により、責任準備金の積み立てが義務づけられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、消費生活協同組合法施行規則において、共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積み立てなければいけないことが明記されている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること。 施策大目標 2-1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること。
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 組合員に契約どおりの共済金が確実に支払われる環境整備を図るため、自然災害共済にかかる異常危険準備金を確実に積み立てることにより、「通常の危険率を超える損害」に対応できる財政基盤を確保させる。

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 異常危険準備金の積立残高。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 組合員に契約どおりの共済金が確実に支払われる環境整備を図る観点から、異常危険準備金の積み立てを税制が支援するものであり、今後大規模な自然災害が発生した際の共済金の円滑な支払いに寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	8 組合（平成 24 年度見込み）
		② 減収額	3,095 百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 23 年度)</p> <p>○異常危険準備金積立残高</p> <p>71,000 百万円（平成 23 年度） 67,111 百万円（平成 22 年度） 77,665 百万円（平成 21 年度）</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 12 年度～平成 23 年度)</p> <p>本措置により、自然災害共済実施組合の税負担を軽減することで、契約者たる組合員の保護を目的として、「通常の危険率を超える損害」に対応できる財務基盤を確保するため、異常危険準備金の積立てが行われており、一定の効果がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 12 年度～平成 23 年度)</p> <p>本措置がない場合、必要な異常危険準備金の積立てが遅れ、今後大規模な自然災害が発生した際に共済金が支払われないおそれがある。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 12 年度～平成 23 年度)</p> <p>本措置により、自然災害共済実施組合の税負担を軽減することで、契約者たる組合員の保護を目的として、「通常の危険率を超える損害」に対応できる財務基盤を確保するため、異常危険準備金の積立てが行われている。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	今後大規模な自然災害が発生した場合にも、消費生活協同組合が共済金を円滑に契約者に支払えるよう、租税特別措置により税負担を軽減することにより早期・計画的で十分な異常危険準備金の積立てに寄与するものであり妥当なものである。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>税負担の軽減をすることで、異常災害の発生に備えるための適正な水準までの準備金の積立てを促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。</p> <p>また、全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要な円滑かつ確実な共済金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の措置を講ずることは妥当である。</p>
10	有識者の見解		なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		なし

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会保険診療報酬の所得計算の特例 (国税1 所得税:他、法人税:義)															
2	租税特別措置等の内容	<p>医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5,000万円以下であるときは、当該社会保険診療に係る実際経費にかかわらず、当該社会保険診療報酬を4段階の階層に区分し、各階層の金額に所定の割合を乗じた金額の合計額を社会保険診療に係る経費とすることができる特別措置。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">社会保険診療報酬の金額</th> <th>概算経費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2,500万円以下</td> <td>72%</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>3,000万円以下</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円超</td> <td>4,000万円以下</td> <td>62%</td> </tr> <tr> <td>4,000万円超</td> <td>5,000万円以下</td> <td>57%</td> </tr> </tbody> </table>	社会保険診療報酬の金額		概算経費率		2,500万円以下	72%	2,500万円超	3,000万円以下	70%	3,000万円超	4,000万円以下	62%	4,000万円超	5,000万円以下	57%
社会保険診療報酬の金額		概算経費率															
	2,500万円以下	72%															
2,500万円超	3,000万円以下	70%															
3,000万円超	4,000万円以下	62%															
4,000万円超	5,000万円以下	57%															
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課															
4	評価実施時期	平成24年8月															
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和29年創設 昭和54年見直し(一律72%の控除率を社会保険診療に係る所得別に見直し) 昭和63年見直し(5,000万円超の医業等事業所得者及び医療法人の特例撤廃)															
6	適用又は延長期間	恒久措置															
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 個人又は医療法人の経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 医療法においては、国民の健康の保持に寄与するため、国の責務として、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>(基本目標Ⅰ) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標1) 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 小規模医療機関の税務に係る事務処理の負担を軽減する。</p>															

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置の適用によって事務処理の負担が軽減された医療機関の割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 小規模医療機関の税務に係る事務処理の負担が軽減された結果、煩雑な事務処理に時間を割かなくて済むようになる。これにより、国民の日常圏内の医療の担い手である小規模医療機関が、医業に専念できるようになり、経営の安定化がはかられ、質の良い、適切な医療を安定的、継続的、効率的に提供できるようになる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>30,192 件 ※「医療経済実態調査」、「医療施設調査」、「税務統計から見た法人企業の実態」から推計</p>
		② 減収額	<p>平成 22 年 256 億円、平成 23 年 245 億円 平成 24 年 250 億円 ※財務省「租税特別措置法の規定による増減収額試算」より</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 17 年～平成 22 年) ※平成 23 年分については現在調査・集計中。 医科において、社会保険診療報酬が 5,000 万円以下の個人立医療機関の適用率は、約半数(平成 20 年 48.2%/平成 22 年 56.9%)となっており(日本医師会の調査)、適用機関における事務処理負担が軽減され、医業に専念でき、経営の安定化が図られ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図られていると言える。 歯科において、社会保険診療報酬が 5,000 万円以下の割合は全会員の 78%であり、個人立医療機関の適用率は約 4 割(平成 17 年 42.6%)となっており(日本歯科医師会の調査)、適用機関における事務処理負担が軽減され、歯科医業に専念でき、経営の安定化が図られ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保が図られていると言える。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 17 年～平成 22 年) 当該措置の適用によって、事務処理の負担が軽減された医療機関の割合は、平成 20 年では 48.2%であったものが平成 22 年では 56.9%となっており、特に白色申告者における利用割合は平成 20 年の 85.2%から平成 22 年では 92.0%となっており、高い水準にあるとともに増加傾向にある。(日本医師会調査)</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 20 年) 平成 20 年以降、特例対象者とその年の社会診療報酬が 5,000 万円以下の者に限るなど制度の適正化を行っており、広く地域医療を担当し、日夜近隣住民の健康維持に努めている小規模医療機関に対して重点的に措置することにより、その経営の安定を図り、地域医療やその担い手の確保に資するものとなっている。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	小規模医療機関は、事務処理担当者を雇えないところも多く、その場合は医療従事者自らが事務処理に当たっている。事務処理の中でも、専門的知識を要する税務処理はかなりの時間を要するものであり、この税務処理に係る負担を直接的に軽減することにより、医業に専念し、地域医療を適切に行う時間・環境を確保するためには、実際の経費の計算にかわり、概算経費率を利用できる本措置が妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		適用実態の調査結果を踏まえて、所要の対応を検討する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 23 年度事後評価、平成 24 年度事前評価